

1. 議事日程（第1日目）

（平成20年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成21年 9月24日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 認定第 1号 平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第 2号 平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- (3) 認定第 3号 平成20年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- (4) 認定第 4号 平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- (5) 認定第 5号 平成20年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- (6) 認定第 6号 平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（9名）

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 委員 | 大 下 正 幸 | 委員 | 先 川 和 幸 |
| 委員 | 宍 戸 邦 夫 | 委員 | 前 川 正 昭 |
| 委員 | 秋 田 雅 朝 | 委員 | 青 原 敏 治 |
| 委員 | 金 行 哲 昭 | 委員 | 亀 岡 等 |
| 委員 | 塚 本 近 | | |

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（72名）

| | | | |
|--------------------|---------|----------------|---------|
| 市 長 | 浜 田 一 義 | 副 市 長 | 藤 川 幸 典 |
| 総務企画部長 | 清 水 盤 | 会計管理者(兼会計課長) | 立 田 昭 男 |
| 八千代支所長 | 藤 本 宏 良 | 美土里支所長 | 長 井 敏 |
| 高宮支所長 | 宮 木 雅 之 | 甲田支所長 | 深 本 正 博 |
| 向原支所長 | 三 上 信 行 | 総務企画部付(経営管理担当) | 猪 掛 公 詩 |
| 総務課長(兼選挙管理委員会事務局長) | 沖 野 文 雄 | 総務課主幹(兼職員係長) | 山 平 修 |
| 総務課秘書行政係長 | 山 中 章 | 危機管理室長 | 杉 安 明 彦 |

| | | | |
|-----------------------------|-------|-------------------|-------|
| 危機管理室主幹 | 早戸和寿 | 危機管理室生活安全係長 | 行森俊莊 |
| 危機管理室消防防災係長 | 増田正 | 財産管理課長 | 佐々木清 |
| 財産管理課管理係長 | 中川雅夫 | 財産管理課営繕係長 | 蔵城大介 |
| 財産管理課主査 | 内藤道也 | 行政経営課長 | 武岡隆文 |
| 行政経営課経営管理係長 | 土井実貴男 | 行政経営課財政係長 | 西岡保典 |
| 政策企画課長 | 竹本峰昭 | 政策企画課主幹(兼広報係長) | 外輪勇三 |
| 政策企画課企画調整係長 | 大田雄司 | 情報化推進室長 | 広瀬信之 |
| 情報化推進室情報化推進係長 | 竹本伸治 | 情報化推進室電算管理係長 | 宮本智雄 |
| まちづくり支援課長 | 益田茂樹 | まちづくり支援課まちづくり支援係長 | 栗田和則 |
| 選挙管理委員会事務局選挙係長 | 高本修 | 会計課出納係長 | 高松正之 |
| 消防本部消防長 | 光下正則 | 消防本部次長(兼消防署長) | 久保高憲 |
| 消防本部付(経営管理担当)(兼警防第1課警防第1係長) | 近藤修二 | 消防課長(兼総務係長) | 児玉和明 |
| 消防課消防係長(兼通信指令係長) | 村岡静明 | 予防課長 | 中迫二三男 |
| 予防課予防係長(兼指導係長) | 谷口修二 | 消防署副署長 | 児玉壽徳 |
| 警防第1課長 | 杉田昭文 | 警防第1課救急第1係長 | 常光光徳 |
| 市民部長 | 山本数博 | 市民部付(経営管理担当) | 柿林浩次 |
| 総合窓口課長 | 岩崎猛 | 総合窓口課窓口係長 | 中田義和 |
| 税務課長 | 榎原秀克 | 税務課主幹(兼市民税係長) | 中山好夫 |
| 税務課資産税係長 | 大崎小夜子 | 税務課収納係長 | 大野泰典 |
| 市民生活課長 | 久保慶子 | 市民生活課主幹 | 神岡眞信 |
| 市民生活課人権推進係長 | 柿田治宣 | 市民生活課市民生活係長 | 佐藤一夫 |
| 福祉保健部長(兼福祉事務所長) | 重本邦明 | 福祉保健部付(経営管理担当) | 中谷文彦 |
| 社会福祉課長 | 西村友枝 | 社会福祉課指導検査員 | 森広淳 |
| 社会福祉課社会福祉係長 | 俵秀樹 | 社会福祉課生活福祉係長 | 岡島勤 |
| 社会福祉課障害者福祉係長 | 毛利幹夫 | 子育て支援課長 | 高橋義照 |
| 子育て支援課主幹(兼児童福祉係長) | 小笠原義和 | 高齢者福祉課長 | 沖野和明 |
| 高齢者福祉課高齢者福祉係長 | 兼村恵 | 高齢者支援室長 | 是常知昭 |
| 高齢者支援室相談支援係長 | 永岡京子 | 保健医療課長 | 久保ヒトミ |
| 保健医療課医療保険係長 | 秋重正義 | 保健医療課健康推進係長 | 田村政司 |

5. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

| | | | |
|--------|------|-----------------|------|
| 議会事務局長 | 益田博志 | 部付(経営管理担当兼総務係長) | 上杉浩二 |
| 主査 | 森岡雅昭 | | |



午前10時00分 開会

○青原委員長 皆さん、おはようございます。本日より平成20年度各種会計予算に係る決算審査特別委員会を開会をいたします。

なお、委員長には私、青原が、副委員長には宍戸委員で進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

審査につきましては本日から10月2日まで、都合7日間の日程で進めてまいります。決算審査に当たりましては委員各位には精査を重ねておられることと存じますが、慎重に審査していただき、また執行部におかれましても適切な説明により審査がスムーズに進行できるようご協力をお願いを申し上げます。

ただいまの出席委員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

本決算審査特別委員会に付託された議案は、平成20年度安芸高田市一般会計決算及び各特別会計決算並びに水道事業決算の認定の14件でございます。

審査は各部局ごとに審査を進めたいと思います。なお、お手元に委員会日程をお配りしておりますが、都合により9月30日の建設部、公営企業部の審査を9月29日の予備日に当てさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、特別委員会の審査日程を別紙のとおり変更いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日は委員会の初日ですから、市長のごあいさつをいただきます。

浜田市長。

○浜田市長 おはようございます。決算審査特別委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員各位の皆様方にはご多用のところ、本委員会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

決算審査特別委員会につきましては、本日から10月2までの日程で延べ7日間にわたり部局ごとに審査をいただくわけでございます。平成20年度に執行いたしました事務事業経費について、議会あるいは議員の立場からご意見等を賜り、今後の市政の運営の参考にさせていただきたいと思っております。長期間に及ぶ日程でございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、既にご案内をいたしておりますが、来る10月1日木曜日、午前9時20分より吉田歴史民俗資料館の駐車場におきまして、新交通システム、予約乗り合いワゴン、お太助ワゴンの出発式を行います。委員の皆様方にもぜひご臨席を賜りますよう、この場をかりてお願いを申し上げます。以上でございます。よろしくお願います。

○青原委員長

ありがとうございました。

初めに、認定第1号、平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、総務企画部関係及び選挙管理委員会並びに監査委員会の決算についてを議題といたします。

清水部長より決算の概要について説明を求めます。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長

おはようございます。

それでは、総務企画部の準備資料のほうからよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

それでは、総務企画部におきましては、この4月1日の機構改革後の組織体系の中で主要事務事業の整理をさせていただいております。部におきましては総務課、行政経営課、財産管理課、政策企画課、まちづくり支援課の5課、それと危機管理室、情報化推進室の2室で業務を実施しております。

総務課におきましては、総務一般、人事管理、文書法規管理、情報公開、個人情報保護事業等、統計調査業務を実施をいたしております。

危機管理室におきましては、市民の皆様の安全・安心に直結をしております交通安全対策、防犯、災害対策と非常備消防並びに消防施設にかかわります業務、非常備消防と消防設備に関する業務につきましては、平成20年度までは消防本部が所管をしておりました、を実施をしております。

次に、行政経営課におきましては、予算全般についての取りまとめ、調整を含め財政全般、行政改革、行政評価、県からの事務権限移譲、組織機構改革の事務事業を実施いたしました。

財産管理課におきましては、本庁、支所庁舎の維持管理、基幹集会所、市所有の公用車の維持管理業務を行いました。

行政経営課におきましては、広報紙の発行やホームページの運用など、文書広報業務、支所別懇談会、自治懇談会の公聴業務、生活交通対策、保育所、小・中学校の完全給食に向けた給食センター整備基本計画の策定事業、さらには平成19年度に引き続き葬祭場施設整備事業の推進、第三セクター等への運営指導を実施いたしました。

情報化推進室におきましては、戸籍住民基本台帳等の住民記録業務、各種税関係業務など、73業務の電算システム事業、地上デジタル化に向けたテレビ共同受信施設の整備事業、光ネットワーク並びに無線アクセス施設の管理業務を実施いたしました。

まちづくり支援課におきましては、まちづくり委員会を中心とした32の地域振興会活動の支援事業を実施してきたところでございます。

以上、総務企画部が実施をいたしました事業の概要について以上申し上げます。

それでは、説明員の入室の関係によりまして、総務課、危機管理室、財産管理課、選挙管理委員会の関係からお願ひをいたしたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○青原委員長　これより質疑に入りますが、ただいま部長が申しましたように、説明員の人数の都合により、まず総務課、危機管理室、財産管理課、選挙管理委員会事務局所管に係る質疑を行います。質疑はありませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員　ただいま清水総務企画部長から概略の説明がありましたことに関係いたしまして、昨年12月に出されました人員の職員の適正化、この経過。これももちろん議会を通過しておるわけですが、いろいろ情勢の推移を見ますと、少子高齢化、いわゆる全体的には過疎の進行ということがございますし、そういう情勢下では行政需要が増大する一面もございます。それからございましたように、いわゆる権限移譲がこれからまだ主要な面が件数は少ないが残っていると考えますが、これらに伴う業務の増大ということを考えますと、必ずしも適正化計画どおりにはいきがたいと。これが推進される中で一定の幅を持った考え方で対応される必要があるんじゃないと、このようにも思うわけではありますが、そこらの点はいかがでございましょうか。

○青原委員長　ただいまの質疑に答弁を求めます。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長　委員ご指摘のとおり、権限移譲につきましても来年度で一定の計画を終了するというような段階にもう入ってきております。これまで適正化計画の中で目標としております類似団体の360名を目標ということでこれまで計画をお示しをさせていただいておりますが、説明の中でも申し上げておりますように、組織そのものにおきましては行政区域の面積でありますとか、支所の配置の状況でありますとか、そういったかなり根幹にかかわる部分の各自治体の条件の違いというものがございます。そういった細かい類似団体におきましても違いを精査する中で、安芸高田市の本来の適正化計画というものをしっかりとまた精査をする必要があるんじゃないかというふうには考えております。

ただ、全体的な流れの中で申し上げますと、この現在計画をしております適正化計画に沿った形で、これまで合併以来取り組みを進めてきております。そういった対応の方法として組織の見直しでありますとか、機構の見直し等をする中で、より効率的な組織体系を模索しながら今日まできておるといのが実態であろうと思います。

ご指摘いただいておりますように、360という一つの目標を掲げてはありますが、先ほど申し上げたような一つの細かいところの行政区域の条件の調整をする中で、今後も適正な人員を配置をして組織のさらなる見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○青原委員長　よろしいですか。

ほかに。

秋田委員。

○秋田委員 20年度の主要政策の成果に関する説明書に基づいて質問させていただきたいと思いますが、まず、1ページ目に決算の状況として、20年度を初年度とする財政運営方針、財政健全化計画に基づいて使用料の見直しや徴収体制の強化などによる歳入確保を図っていき、財政健全化に向けた事業執行に努めたというふうに書いておられます。

それで4ページに普通会計歳入決算額としてご提示をいただいておりますが、ここの数字と、それから先ほど今言いました財政健全化計画、財政運営方針ですか、これとちょっと比較させて質問をさせていただきたいと思うんですが、全般的に健全化方策取り組みの財政収支見通しというのを財政健全化計画では定められておられ、平成20年から平成29年まで一応ずっとそれぞれの歳入に対しての計画を立てられておられます。そうした中で20年度、まさしくこの財政健全化計画に対して初年度になるかと思うんですが、このあたりで全般的には20年度の決算額においては193億9,173万円ということで、それでまたこの財政健全化計画のほうの20年度の歳入予想ですかね、そこらは169億7,700万円の予想を立てておられて、基本的には数字的にはクリアされてるというふうに思うんですが、私が1点お伺いしたいのが、この中で自主財源となります市税についてほかのところに比べると少し減少しております。

そうした中で市税の確保、これは大変重要だというふうに私思いますし、今年度は法人市民税が減少したということで市民税が減ったことになっていますが、今後このあたりを市税を増額させるためにどのような対応を考えておられるかというようなあたりのお考えについてお伺いしたいと思います。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 20年度の決算のご説明の中で20年度の法人税の減額ということにつきましては説明をさせていただきましたが、ご承知いただいております世界的な不況の中で法人税の落ち込みということが全世界的な状況の中で、安芸高田市も当然その中でそういう余波を受けておるという状況でございます。

こういった世界的な不況についての見通しを立てた長期的な財政見通しというのは非常に難しいところがございます。そういった状況の中で通常のベースの中で財政推計をするという手法をとってきておりますので、市が計画をしております大型プロジェクト等につきましては、そういった長期的な計画の中で財政推計も実施をしておるというところがございますが、特にご指摘をいただいております歳入につきましては、見通しを立てるところが、根拠が非常に難しいところもございます。

そういったところでなかなか決算に応じたようなところでの推計、数値を立てるということができないという状況がございますが、特に歳入の増につきましては、これまでも議会の皆様方からもいろいろご指摘をいただいておりますし、ご質問もいただいておりますが、やはり市民の

皆さんの経済の安定というところへ結びついていかないと、市の税収の増につながらないということになるろうと思います。そういった意味では産業の活性化、当然農業を含めた産業の活性化でありますとか、若者定住、あるいはそれにかかわります道路網等の整備、そういったところの重点的な施策の展開というものが必要になってこようと思います。

いずれにいたしましても、国のほうの今後の動向も注視しながら、税収等の市独自の一般財源の増につながるような施策を展開をしていくということに重点を置いていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

金行議員。

○金行委員 1点ちょっと市長に尋ねます。

20年度市長が当選されて6月に本予算を、暫定でやってきまして、本予算で20年6月に組みまして、市長が信任されて初めての本格的な予算でして、またこの年は、20年度の6月、予算組まれたときは景気も、その年の9月、10月に極端にアメリカのああいうことがありましてああいうことになりましたが、当初はそういう思いはなかった中で予算組まれて、市長が思われてる20年度の信任、市長になられての成果、市長が思われた当初のどうだったか、20年度の成果をどう感じておられるかいうことを1点お聞きします。

それと新規で地上デジタル放送のエリアのあれを施設事業を整備をやっております。そのときの成果はどのようなことがあったもんか、それ1点お聞きします。

それと当初ありましたが、支所の改築事業で1,500万のあれを有効活用するために1カ所閉鎖、その分はそのやった成果、その分はどうなるとるかいうのを、その2点をお聞きします。

○青原委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 ただいまの金行議員のご質問にちょっとお答えします。

市長になってから財政状況どういうふうにとらえとるかということでございますけど、私も不況というのは予期せんかったことなんで、これは政府の不況対策等ございましたけど、これは一時的なもの一応私もとらえております。今後この不況が去ったときに通常の状況になったときにどうなるかということでございますけど、今に感じてることは、以前よりさらに市民の協力が非常に大事ではないかと思っております。これから行政運営やっていくためには税収もそんなに増収見込めないし、そうなってくると市民の皆さん方の協力がいかにあるかということが大きな前提にくると思います。そういう意味でも自主防災とか自主介護、自主福祉、全員ヘルパーとか、こういうようなことがさらに行政効果を、行政経費を軽減するために必要じゃないかと考えておるのが現況でございます。

それからちょっとこのたびの総選挙で政府のほうの考え方も変わってくると思いますけども、この辺の状況を見据えながら、また今後の方向性もしっかり考えていきたいと、かように思っております。

○青原委員長 続いて、答弁を求めます。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 地デジの整備状況につきましては、次の情報化推進室が入ってまいりますので、そのときにお答えをさせていただきたいと思っております。

支所の関係につきましては財産管理課長のほうで。

○青原委員長 佐々木課長。

○佐々木財産管理課長 支所の改修計画の関係のことをございますが、当初1カ所たしか1,500万予算を計上させていただいておりましたが、その後、支所の機能の再編ということが浮上してまいりました。支所の人数によりまして支所のレイアウト等もいろいろと変わってくるということが十分想定をされましたので、20年度におきましてはその予算は執行はいたしておりません。

○青原委員長 ほかに質疑ありませんか。

金行議員。

○金行委員 今、市長が言われたように、市長、2月に補正をやりましたよね、景気対策で。その効果はどう感じておられますか。それ1点お聞きします。

○青原委員長 答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 補正の実施に当たっては、皆さんご承知のように、今まで積み残された課題を一応整理させてもろうとんで、学校のテレビの問題とか、道路の補修、河川の補修とかやらせてもろうとんで、今後、来年の財政運営にはそういう面ではちょっと助かってきたんじゃないかと思っております。大きな抜本的な景気対策については、あれぐらいの金じゃとてもじゃないけど処置できんけど、我々は市政の幹部連中の全部方向が一応大事なお金だから次の財政をにらんで自粛をしようという基本的な事項がございましたんで、私は、それにことしは極端に減ってきててもそういう面は非常によかったなと思っております。

これから今後の執行状況にもよるんですけど、安芸高田市の法人税の低下がこの辺に影響してくるかいうのはあのぐらいの金では私は効果はまた薄いんじゃないかと、まだまだその対策が必要なんだけど、そのためには国、県のさらなる支援が大事だと思っております。

○青原委員長 先川委員。

○先川委員 2点ほどお尋ねします。不納欠損と滞納金についてお尋ねしたいと思います。

市長は選挙公約でストップザムバリですか、これを公約にされて市長になられて初めての決算だと。その中でこの数字を見せていただくと黒字計上だと。あるべき姿からいえばまだほど遠いかもかもしれませんが、ストップザムバリに近づいているのではないかと、この数字で見れば思われませぬ。

その中でまず不用額についてお尋ねしたいわけですが、7億5,834万4,000円となっておりますが、市は集中と選択ということで中には事業を流したというもんもあるでしょうし、また執行残、俗に言う執行残もあるでしょうし、この中身ですね。執行残とその他というふうに分けていただいてもいいんですが、7億5,000万の内訳をちょっと教えていただきたい。

それと滞納金なんですが、やはり税の公平化を目指す意味でも滞納強化はぜひともやっていただきたいわけですが、中身ですね。既にいらっしやらないような、取れないような額が多いのか。あるいは滞納強化をされることによって未収金が強化されるんかどうか。その辺を2点をお尋ねしたいと思います。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 ストップザムバリでございますけど、我々中身をちょっと調べて思ってますけど、借金の中身がちょっと夕張とは違うってことはご理解してもらいたいと思います。先般の市長コラムでも書かせてもらったんですけど、返ってくる金がちょっと違うということですね。そういうことなんで、それじゃあ借金をせにゃあいいということもある事業も抱えていますので、合併特例債とか過疎債とかそういう制度は有効活用しながら事業の進捗もやっていかにゃいけん。どっちにしても議員おっしゃるように、夕張の二の舞を踏まないようにバランスを見ながら借金をして事業もやっていきたいというちょっと複雑な状況でございますけど、むだな経費というんじゃなしに、集中的な皆さん方の納得いく予算の執行にやっぱり努めていきたいと、かように思っております。

○青原委員長 続いて、清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 不用額についてのお尋ねでございますが、一般会計で申し上げますと不用額につきましては約3億4,000万という状況になっております。通常この不用額につきましては予算に対して2%程度の不用額というような形で国や県の指導もいただいておりますので、予算規模から申し上げますと大体その範囲前後に入っておるのではなかろうかと思っております。

内容的には先ほどご質疑の中にもありましたが、執行残という状況もありましょうし、予算の切り詰めをして予算残が発生をしておるというような状況もあろうと思っております。全体的には大変厳しい財政状況の中での運営をしておるという中で、職員一丸となって切り詰めた予算という中で予算執行をしておるということでございますので、そういった意味でもこの不用額についてはそういった結果としてあらわれておるということもご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○青原委員長 先川委員、よろしいですか。

○先川委員 はい。

○青原委員長 ほかに。

亀岡委員。

○亀岡委員 税の関係のほうの話も出てますんで関連があるかとも思いますが、お尋ねをしたいと思います。

市税のほうでは決算書によりますと不納欠損額がありますし、収入未済額ももちろんございます。不納欠損では2,586万4,834円と、未済額のほうでは1億6,264万5,808円ということではありますが、自主財源として非常に重視をされる市税については不納欠損が出るとか収入未済があるというようなことは非常に好ましくないわけですが、それぞれの理由と不納欠損はそれとしましても、収入未済額等についてはどのように今後対応していかれるのか、そういった点についてお伺いをいたします。

○青原委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

藤川副市長。

○藤川副市長 税の関係は本来ですと市民部のほうで詳しいことはやりますが、私は一応概論で申し上げますが、先ほどからございますように、税収について普通会計の財政状況いうところで見ただけであれば、ございますように、税収不足と言いながら税の皆さん、随分頑張っていたいただいて、そこをひとつ見ていただきたいうのが20年度の決算の状況でございまして、確かに不景気等で法人税等は6,400万余り減収になっておりますが、固定資産税等は反対に増になって、全体では約1,900万が昨年度対比では落ち込んでおるところでございます。

以前からご指摘がございましたように、一般財源の税収の対策について現場の体制なりそういったものをこの人員適正化の中でいかに考えるかというご指摘は随分いただいております。それをもちまして行財政改革の中で税収部門については一部見直しをしております。

ご案内のとおり19年から専門職の税の担当職員を1名非常勤特別職で配置をいたして、全体的な構造は先ほどそれぞれ市長なり部長が申し上げた背景がございまして、その中でやはり公平な展開での税の徴収ということで、ご案内のとおり私が滞納整理対策本部の本部長を務めさせていただいております。以前と随分と改善した点は、やはりそれぞれが実施計画、実施目標を持とう、持ちながらそれぞれ進んでいこうということが第一でございまして、そのためには債務の担当者会議をその都度開きながら、また担当者職員の研修、それに基づいてのヒアリングを必ず20年度、21年度と引き続いて実施をしておるところでございます。

ご指摘のとおり自主財源の市税等の収入は、税はもちろんでございますが、税外収入についてもこの4月1日からもう1名専門対策官を設けまして、そういった会議をしながらそれぞれ研修会を開催して努めておるところでございます。

ただ、この20年度はそういった中で税務課関係の職員は非常に頑張ってくれまして、14市の中では市民税の徴収率は98.6で1位の位置を示しております。さらに国保税のご案内のとおり大変経営が厳しい中でございますが、県内平均89.3に対して95.6%でこれもトップの座を占めて、95%以上になりますと国保連のほうからいろいろと手当をいただくとい

うところで、頑張ってくださいおるのが現実でございます。

確かに決算意見書5ページにもございますように、消滅時効の完成によるものが1,700万余り、それと執行停止が2,200万円余りございますが、これも先ほど言いましたように、税の職員、税以外のそれぞれ使用料等の職員もそれぞれ研修、ヒアリングを受けながらその都度チェックをして徴収するように、安芸高田市は努めてまいっておところが実情でございますので、その点はひとつご理解をお願いしたいと思います。やはり自主納付ということ为原则でございますので、それを呼びかけながら、どうしてもということになりますと督促なり文書催促、電話、その都度強化月間を設けながら頑張ってくれておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○青原委員長 亀岡議員、これ市民部にかなりかかることなので、総体的な質問でとどめていただければ、市民部のほうで詳細に説明をしてくれるんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

亀岡委員。

○亀岡委員 市民部にかかわることと承知しておりまして、ただ市政の大筋としてそのような考え方で伺いをいたしました。

ついでに市長所見をいただきたいような大筋の話でありますので、ついでに伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

副市長のほうからお話がありましたが、他の収入面、特に諸収入の中には前年度も同様な状況がございまして、金額的に源よりも大筋でありますから大筋的な話にお伺いしたいと思います。3億数千万円の毎年の収入未済額があつてますね。そういったことにつきましてはやはりそれが十分収納が可能なものばかりか。さっきもちょっと先川委員のほうからお話がありましたが、そこらを十分な精査、調査をしていかなないとどうなんだろうかというふうに思うわけです。

実はこれは今度の先にかかわることとして問題があると思うんですね。これはいわゆる健全化判断比率及び資金不足比率報告書の中に、将来負担比率に関係する充当可能財源等のところにもそのことが関係しておりますが、果たしてそれがそういった充当可能財源として考えていけるものなのかどうなのかということと深いかわりがあると思うんですね。そこらを見ますと、申し上げましたように、本当に精査、調査をされてここに調定額として当然のこととして上がってきていると、私たちも思いたいわけですが、そこらがどうなんかと。もしかそういう調定額にも載せられないような状況があるならば、ここらは行政的に市としてどのような対応をしていかれるのか。そういった点をお伺いいたしておきます。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 不納欠損とか収入未済額とか言わはるんですけど、我々も行政としてもある程度判断基準を持って整理をせにゃいけん課題があります。例え

ば住宅の貸し付けとか、もうある程度、前がいいとか悪いとかの議論じゃないですけど、今現時点では整理をしていかないといつまでも対象数を残しておく、分母にあると、いつまでも解決できんという課題になるので、この辺のところは早急にまた整理をしていきたいと思います。こういう整理をした上で数字を示さないと、残したままでこういう決算をやると、議員ご指摘のようにこういう課題も残ったままになりますので、その辺のところはしっかり精査して、ある程度現況に合うた決算の仕方手法も考えていかにやいけんのじゃないかと思っております。

○青原委員長 よろしいですか。

秋田委員。

○秋田委員 財政指標の状況ということで2ページに成果表の中でお示ししていただいておりますが、その中において健全化判断比率の1つであります実質公債費比率についてお伺いしたいと思いますが、ここに提示してありますように今年度19.3%ということをございまして、昨年より1%ふえてるということをございしますが、早期健全化基準の25%は下回ってるという状況の中で、地方債の発行に際して許可が必要となる18%は上回ってるという状況になっております。

それで監査委員の報告書でもちょっと読ませていただいたら、平成22年のピークまでは比率の低下は困難であると判断しますというふうに書いてあったと思うんですが、そういった意味で18%に近づけることを困難ではあるんだけど、何かやっぱり考えていかにやいけんのじゃないかという観点から、そこらあたりのお考えについてお伺いすると、また18%以上になると地方債借り入れの場合、財政運営計画を立てなきゃいけないということになってますんで、それに該当するかどうかと思うんですが、それはその都度その都度財政運営計画を立てていかれるのか、またそこら財政健全化計画との兼ね合いはどうなるのかというあたりについてお伺いしたいと思います。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 実質公債費比率に関するご質疑でございますが、20年度につきましてはここに掲げてございますように19.3ということをございまして、19年度と比較しますと0.1ポイントアップをしておるということをございします。資料としてお配りをしております普通会計の財政状況の1ページのほうにも資料として上げておりますが、この比率の計算が過去3カ年の平均ということでこの19.3という数値が算出をされております。当該年度、20年度単年度では19を切っておっても過去3年間の平均でいくと19を超えるというような状況にも数字的には出る可能性があるということをございします。

先ほどありましたように現在、安芸高田市は許可団体ということでございまして、起債を起こす場合には県の許可を得て起債を起こすということになっております。この19.3についての数値の減少につきましては、

これまでも行ってきておりますが、率の高い物件から繰り上げ償還をしていく1つの方法もございます。そういったことも財政状況を見ながらそういった手法も取り入れて、この19.3の公債費比率については抑制をしていきたいというふうに思っております。今年度の予算の状況にもかかわりますが、でき得れば今年度におきましても繰り上げ償還というようなことも検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○青原委員長 ちょっと答弁漏れが、財政運営計画云々があったと思うんですが。健全化計画の。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 済みません。財政健全化計画につきましては、18%を超えた団体について、先ほど申し上げた許可団体になりますので、その許可団体につきましては将来的な計画を立てた上で、それによって県のヒアリングを受けて許可されるかどうかという一つの判断をこれまで受けてきております。これも今年度におきましてもその計画をつくって県のほうへ提出をして、起債についての許可について申請をしておるという状況でございます。この数値がずっと将来にわたって続くようでありますと、この計画も毎年策定をしていくということになろうと思います。以上でございます。

○青原委員長 秋田委員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

金行委員。

○金行委員 2点ほどお聞きします。

報告書の中の成果報告書の説明書の中の13ページで弁護士委託料で151万2,000円ですかね、あの分の一応6件じゃということだったのですが、その中の内容、内容どうあるか、そういう関係で言えないところもあるかも、その中が言える範囲でどういう件があったのかいうのを1つと、それと20年度、高宮の湯の森のリニューアルを1,200万何ぼかのお金が必要と思うが、そこらの効果いっただらすぐ出ないと思います。これ担当課としての状況はどういうあれだったかいうのを2点お聞きします。

○青原委員長 今の質疑に答弁を求めます。

沖野総務課長。

○沖野総務課長(兼選挙管理委員会事務局) まず、弁護士の委託の相談件数6件ということですが、6件というところかなり少ないんじゃないかという恐れ方もされると思いますが、非常に訴訟案件とか内容が込み入って幾度となく相談はいたしておりますが、件数といたしましたら6件であったということでございます。

また、相談の内容ということがございましたので、詳しくは担当係長よりご報告いたします。

○青原委員長 山中秘書行政係長。

○山中総務課秘書行政係長 相談内容でございますけれども、簡単に申し上げますと、農政関係の農事法人関係の相談、それから市道の管理関係の相談、あるいは教育委

員会の給食費の関係とか、あと水道の料金の関係、そういったものが簡単に申しますと相談内容に上がっております。以上です。

○青原委員長

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長

湯の森のリニューアルに関するご質疑につきましては、申しわけございませんが、政策企画課がこの後入ってまいりますので、お答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青原委員長

金行委員。

○金行委員

今の相談内容はその中はよろしいんで、相談されたことで解決いうんですか納得いうんですか、そこらは解決したのか。それはできない分もあると思いますが、したのかしてないのか、それがわかっておれば教えてください。

○青原委員長

沖野総務課長。

○沖野総務課長

まず最初に、農事組合法人の関係で答えますけど、これは相談をいたしまして改善の方向に進んでおるといことでございます。給食費なども滞納などの関係でございますので、これもすぐ解決するかしないかという結論は出ないわけですが、法的な対処の仕方をご教示いただいておりますと、こういった状況でございます。あと訴訟に絡みますものにつきましては、法的な解釈の仕方、市の対応の仕方、こういったものの教示を受けておるといことでございます。以上でございます。

○青原委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[政策企画課も来るのか声あり]

いや、違います。総務課、危機管理室、財産管理課、選挙管理委員会事務局所管でございます。

ほかにありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

歳入における収入済み額についてちょっとお伺いしたいと思いますけども、これが19年度決算と比較しますと、予算現額に対する収入済み額も、それから調定額に対する収入済み額も下がっているように思うんですが、ここらあたりを執行部としてはどのようにとらまえて今後どのようにされようとしてますか、お伺いしたいと思います。

○青原委員長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長

収入につきましては予算に対して実際の事務事業の実施計画を立てまして事業費に対する収入金がある程度確定するというような一つの事務の流れになってまいります。それによって予算に対して実際の収入見込み額を調定という形で事務処理をさせていただいて、その調定に対して収入済み額が幾らということでこの決算書には記述をさせていただいております。当然予算現額に対して調定額と同額のものもございしますが、ほとんどが若干数字的には増減をしておるといふうに思われます。それで調定額に対して収入済み額が幾らでそれに対して収入未済額が幾ら

ということで、いわゆる未納ということの差し引き計算で収入未済額の欄に上がってくるということでございますので、当然予算現額に対して収入済み額の金額の差異がございますので、それについては調定額との収入済み額との比較でこれを確認をいただければというふうに思っております。

できるだけ予算現額と調定額に近いものが当然予算のもくろみと実施額が同額になるのが理想ではございますが、なかなか予算を立てる時点で収入の実施額は確実なところがなかなか見込めない事業もございます。そういったところでは予算現額と調定額が若干数字が変わってくるということもございますが、予算のほうも補正によって対応して調整をしておくというようなこともございますが、それができないという时期的なものもございまして、そういった意味では予算現額、調定額、収入済み額が若干の差が出てくるというような状況はご理解をいただきたいというふうに思います。

○青原委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
塚本委員。

○塚本委員 歳入歳出決算には関係、数字的なものはないと思いますけれども、職員研修の中で接遇というのがありますけれども、今の職員さんの対応をいろいろ市民の皆さんから聞いてみるのに、非常に対応が悪いんじゃないかという言葉をよく聞くんですね。我々は知っておりますから、逆に議員さんだからという目で対応してもらえるんかどうか分かりませんが、非常に対応の状況は悪いという話をよく聞くんですね。その点をどのように今後考えられるのかということと、もう一つ公用財産の処分の問題なんですけれども、普通財産の。今後どのように考えておられるのか。システムも含め、いろんな意見があろうかと思っておりますけれども、今のままで果たしていいんだろうかということ考えたときに、それに維持管理費も要るわけですから、その点をどのように考えておられるのか。2点ほどお伺いをいたします。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
浜田市長。

○浜田市長 職員待遇につきましては、今頑張って一生懸命やってるんですけど、さらなる研修を深めて、やっぱり市民の方々の対応はしっかりやっていきたいと思っております。逆によくなったという気もしようんですが、だけんいろいろあるんで、現況を調査しながらできることはやっぱり一番基本的なことなんで直していきたいと思っております。

それから公有財産につきましては要るべきものと要らないものをさらにしっかり精査しまして、やっぱり処分の方向へと考えていきたいと思っております。要るやつは残していくんですけど、要らんのは握ってから草刈りせいやいうのは困るんで、利用をしていけるように市として将来的に要る財産は残して、不要になったものについては処分していくという方向

でなると思います。

○青原委員長

塚本委員。

○塚本委員

今、市長、職員の対応はよくなったという意見も聞くということではありますが、やっぱり人間としての基本的なことはやっぱり声かけだろうと思うんですね。そりゃ庁舎へ入るときこんにちほというて入るお客さんも、市民の皆さんもおられますが、まずはやっぱり職員のほうからいらっしゃい、何でしょうかというような言葉が返ってこない、朝のあいさつすらできないような状況を聞くわけですよ。いつまでいっても黙って、そりゃ行くほうも黙っていくけえ悪いんかもわかりませんが、対応してもらえると、もうワープロへずっと向かって下を向いて顔すら見ていただかないというような状況をよく聞くんですよ。ですから、それは研修は幾らしてもやっぱり基本的な声かけというのができんのかなと思うんですね。そこら職員一人一人がやっぱり市民の皆さんの気持ちになって対応してもらわないと、今それじゃのうても支所、本所、支所なんか特に人数が減ってもう光が見えない状況にあるわけですから、自分のみずからの職場から暗くするんじやなしに、みずからの職場を明るくするためにはやっぱり声かけをしてもらうて、やっぱり支所からあるいは職場から明かりをとすようなことをやってもらえんといけんのかなというふうに思うんです。そこらぜひとも研修の中、研修というよりか、改めて研修しなくてもこれはもう基本的なことですから、金をかけて研修せえでもできることですから、やっぱりそういうことはどんどんやってもらいたいと、指導してもらいたいというふうにご意見を申し上げます。

○青原委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。暫時休憩でなしに11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

それでは、再開をいたします。

続いて、総務企画部行政経営課、政策企画課、情報化推進室、まちづくり支援課及び会計課並びに監査委員事務局所管に係る質疑を行います。先ほど金行議員のほうから政策企画課に対しての質疑がありますので、再度質疑をお願いいたします。

金行委員。

○金行委員

平成20年度において高宮の湯の森のリニューアルの事業が1,260万ですかね、1億ですか、ございますが、そこは皆済んだる思うんですが、効果いうんですか、その事業内容によっての担当課の考え、それを1点

お聞きします。

それと新規の事業で地上デジタル放送のエリアの調査事業とデジタル放送施設整備事業が2点行われておりますが、その結果報告をお聞きします。その2点。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

竹本政策企画課長。

○竹本政策企画課長 金行議員のご質問にまずお答えさせていただきます。

主要施策の説明書の中にたかみや湯の森リニューアル業務一覧表ということで43ページから45ページまで一応業務の内容とリニューアルの内容等を記述させていただいております。

そうした中、まず根本的な効果というものをまず話をさせていただきますと、まず構造的な外壁、ひび割れがきてる、そういったものの改修等をまず基本にやらせていただくのがやらせていただきました。また、設備関係、地中熱等の関係の設備関係、そういったものが基本的に当初設備して10年たってるということの中で、そういったものの更新をさせていただいた、そういったまず根本的な効果がございます。さらに、新たなものとしてふろ等で炭酸ぶろ及びいやしの湯、さらにはミニグラウンドゴルフ場、そういった新たなものも整備する中で、利用客の増、また利用客の満足度を上げるという形の中のリニューアルをさせていただきました。

そうした中、リニューアルにおける昨年の後半、10月までリニューアルを行ったわけなんですけど、11月以降3月までの部分につきましては、先般等の委員会等でご報告したとおりなんですけど、それ以降、4月以降8月末までの現在でリニューアル効果がやはりきちっと数字的にも出てまいっております。というのが、今、日本全体が大変な不況下の中、観光施設等は多くの施設で利用客が減少しとるという実態にありつつも、たかみや湯の森におきましては平成20年に比較して、20年の4月から8月が5万3,064人の利用があったわけですが、20年度、今年度21年の4月から8月に関しましては5万3,973人、909人の増といった、確かに増の人数が極端にふえとるかといった実態ではございませんが、全体に観光施設等で大変利用客が減少しとるという中にあるのは、かなりな健闘した数字になっているんじゃないか、そういったことがリニューアル効果として上げられるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○青原委員長 情報化推進室長、広瀬君。

○広瀬情報化推進室長 続きまして、地上波デジタル放送の可視エリア調査についてお答え申し上げます。

平成23年の7月からの現在のアナログ放送からデジタル放送へ完全移行するというので、市内のテレビ共同受信施設デジタル改修工事に対する補助制度がございます。これに伴いまして市内の地上デジタル放送改修に向けたテレビ共同受信施設の把握、受信状況の調査を行っております。結果といたしましては、安芸高田市内に95施設のテレビの共同受

信施設の組合がございます。そのうちデジタル改修が現在までに完了したものの、または改修しなくてもそのままデジタル放送が受信できる施設が31施設ございます。残りの64の施設を平成23年7月までにデジタル化へ向けての改修を進めてまいる計画でございます。以上でございます。

○青原委員長　よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
亀岡委員。

○亀岡委員　政策企画課の事業に関連してお伺いいたしますが、先般新聞記事にもなりましたが、市が計画をしておる葬祭場の関係では美土里町の横田地区の瀬木、奈良谷両集落が今年度の事業として予算計上もされております環境調査とか測量とか、そういったことについては同意しましょうということになりました。いよいよその同意がどこまで事業を受け入れるんかどうかということについてはまだ未確定であるというような、記事にも新聞のほうでは載っておりましたが、よほど環境調査等で問題点が出ない限りは、これまでの市のほうの姿勢からいいますと計画に沿って進められていくのではないかというような観点から、この件に対しましては私も一貫してこれまで異論を唱えてきておりますが、それはともかくとして、このことに関してはいよいよ事業執行を直前にしている、そのことを進めてきた当該年度に関係して、最終的にはお伺いをおこななければならない点が数点ございます。それにつきまして少し詳しくお伺いをおきたいと思っております。

この件は当初から主張してまいりましたが、基本的に安芸高田市の市の行政姿勢にかかわる問題であると、こういうふうには主張してまいりました。それはどういうことかと言いますと、あえて実施しなくても済むことを必要な事業なんだということで進められるというところに大きな問題があると。基本的に姿勢の問題として大きいと、こういうことを言っておりました。

実は先般、新聞でご承知かもわかりませんが、福山市が平成18年に隣の神辺町と合併をいたしました。そのときに合併条件として建設計画に神辺町に火葬場を整備するというものであったのです。これはそこに炉を5つ設置してやっていくという計画でありましたが、合併後の議会においてどうも5つは適当でないということで、結局炉を2つにして実施するという事になったという記事であります。本市におかれてはこの本市の事業を進めるについて、合併協議で決まっていたことなんだと。もう一つはやっぱり特例債が利用できるんだというような点が強調されて、この事業が今日まで来ておるわけですが、これについては本当に必要なんだろうかというような点を考えてみますと、神辺町あたりが財政問題等いろいろ踏まえまして、今回とにかく時の情勢に、あるいは将来を見越して本当に適切な施策として取り組んでいかにやいけんということの中から、5つ炉を設置するのを2つにされた。私は政治が、行政が情勢に敏感に対応しやっついていかにやいけんということからいいますと、

非常に画期的なことであった。また関係するそういった県内の各市の姿勢はどうなんだというような点も考えまして、もちろん福山市の市役所本庁にも行ってきました。また、廿日市の市役所へも行ってまいりましたが、本当によそは財政問題も本気ですね。ようなことから、私は基本的な姿勢としてそういう主張してまいりましたが、市のほうでは事足りている状況の中でこれをどうしても設置する。特に横田の両集落に対しましては、そこへ持っていくにはどういってとらにやいけんのかというような見解もこれまでに示されてきておるわけでありませう。

これは基本的にいまだに市民の中で一体どうなつとるんじやろうかという大きな疑問があるわけですね。特にまた先ほど来ありますように、財政健全化計画等から見ますと、本当にこういうことをしていいんだらうかと、私は市民の皆さんとともに大きな疑問を持ってるんですね。また、行政改革から見ましても、行政改革いろいろその中にありますが、主要な柱としては民でできることは民に任せるというようなことが非常に大きな柱として今日強調されておると。そういった点から考えますと非常に疑問があります。そういうようなことについての考え方をさらにはっきりしておいていただきたいと思ひます。

また、もう一つ申し上げてみたいのは、常にあらゆる機会を通じて市が施設をつくと安上がりの葬儀ができるんだと、そういうことが言われているんですね。しかし、実際は貸し館でやるんだと言われますと、業者とのそこでの葬儀費用の調整というのはどのようにされているんだらう。まだまだ私たちがこの事業を積極的に進めるといふ立場から考えましても、非常に検討や協議や審議が足りていない面がありながらも、大筋では事業が進んでいるという状況にあります。私はいかに行政が力を持っておるとしましても、その行政区内における民間の経済活動、あるいは商業活動等に……。

○青原委員長 亀岡委員。質疑の途中ですが、簡単明瞭に決算に係る質疑をお願いをいたします。

○亀岡委員 じゃあ、一つだけいきましようか。じゃあ、初めから、初めに言いました分についてまずは答弁いただきたいと思ひます。答弁といひますか、お答えをいただきたいと思ひます。

もう1回言いましようか。要するに本当に本市に必要な施設なんかどうかですね。これはずうっと言われているんであえて申し上げるようですが、そこら辺についてはどうなんですか。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 この火葬場につきましては市にとつても大切な施設でございますけど、この有無につきましては合併協並びに議員さん方の先輩諸氏の合併特別委員会、2度にわたりその意見を腐心してもらっています。その中にはぜひ必要なんじやないかとかいふような意見の腐心もござひます。こういうことを踏まえて前市長さんもこれはほぼ大体必要なんだという引き

継ぎも得ております。こういう踏まえて一応今、安芸高田市では要るということを一応そういう方向で動かしていただいております。

また、現施設が老朽化したり、例えば幅が狭かったり、長さが足らなかつたりというふうに維持管理費が非常にかさんでおります。この際やるとすれば抜本的に安芸高田市として恥ずかしくないようなものが必要なんじゃないかということで今考えております。

そうはいたしましても、地域的条件の中で一応法的には触れてないんですけど、地域の皆さん方の同意を得たいという私の基本的な方針で実は去年、皆さんが議決していただいた予算を流させていただきました。これは地元と協議するためでございます。先般このことも踏まえて地元と話をする中で、何か地元のほうも前向きに話をしようじゃないかというようなことが今般の新聞記事になったと思いますけど、そういう状況であればやっぱり市民の方に納得いくべきちょっと時間も割いていきたいと、かように思っております。

いずれにいたしましても、葬祭場につきましては、私は歴史的な背景を踏まえた上で皆さん方も要ると一応判断していただいているというように解釈をしております。いろんな課題がございます。いろいろな設備投資の課題とかありますけど、この辺は十分精査をしながら経費も節約しながら、実施に当たってはしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。議員さんご指摘してくれたおかげで建物については豪華なものにせんこうに、ちいと質素なものにしていこうじゃないかということもしっかり考えていきたいと思っております。どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

ちょっと補足につきましてちょっと担当課長のほうから説明いたします。

○青原委員長 竹本政策企画課長。

○竹本政策企画課長 先ほど市長が言われた分の以外の関係で、なぜ合併後、合併特例債等を通じてやらなくてはいけないか。これは合併された、先ほどの議員のありましたように、福山の神辺にしても廿日市、呉、そういったところの合併後になぜ葬祭場を整備するところがふえるかといいますと、平常時における有利な起債というものが火葬場及び葬祭場にはございません。そういった中、合併に伴うそういった施設等の統合、そういったものについて合併特例債を充当することができるという制度がございまして、そういった中でできるだけ市の負担にならないように、財政健全化計画を踏まえそういった中でできるだけ安価になるよう、今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○青原委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 先ほどの市長の答弁、火葬場の件なんですよね。先ほどの市長の答弁は、これ火葬場に該当するものです。火葬場は一刻も早く整備せにゃいけん、こういうことなんです。私が一貫して主張してまいりましたのは、葬儀場なんです。考え違いをしていただいけません。

それで1つあえてお聞かせいただきたいと思いますが、先ほどの葬儀費用が安上がりになるというのは私はどうしても根拠がわからないんですね。市側の言われているこういう条件で言ってるんだよというのはわかります。ただ、行政が民間の経済活動、あるいは商業活動にそこまで規制を加えることができるのか。

例えばちょっと具体的に申し上げますが、喪主の方が農協の斎場を借りに行かれて50万で葬儀をやりたいんだと、適当にやってくださいと、こういうことになったときに、じゃあ、喪主の方が同じ条件で市の施設へ行って30万でしてくださるほうがいいですから、そうしてくださいと言ったときに、果たしてそれが可能なのか。そのときに行政がうちの貸し館で使うても市の施設を使うんなら20万下げて下さいよと、こういうことが言えるのかどうか。ここらあたりのことは何もこれまで検討もされていないし、いろいろ議論はしてきましたが、明確になっていないんですね。いよいよ事業着手というようなことが近づいてきますと、そこらもわかってなきやいけないんですね。農協や三田さんら行って聞いてみますと、葬儀はいろいろさまざまです市が言っているように指定づけて市の施設でやれば同じ葬儀が20万安いですよ、というようなことはどうなるんでしょうかということで、何も解決になっとらんですね。それでそこまでの行政の権限はどこにあるのか。

例えばここが手本にしてる山口県の柳井市ですね。ここへ個人的にも私行ってきました。会場費は、ここも葬儀場といわゆる火葬場と、ここと同じように手本ですから、1カ所に設置しとるわけですが、会場費だけももらいます。あとはどの業者がどういうふうにどういう葬儀をされようと葬儀費用については一切関与しておりませんと、こういうことなんですね。では、ここはどうして行政が、あの施設を使えば20万安くなりますというようなことは、民間の活動に対してどうしてそういうことができるのかと。よほど権限が大きなというか、よそにはないやり方があるように思われますが、それについてまずはお伺いいたします。

○青原委員長 亀岡委員、今ちょっと決算にはちょっとずれとるんじゃないかならうかと思うんですが……。

○亀岡委員 いやいや、決算でやっとなきやこれどうするんですか。

○青原委員長 そうですかね。

○亀岡委員 これまでやってきたことの中に問題が、そういう問題が、はっきりしてない問題があるんですよ。

○青原委員長 わかります。それはわかるんですが、決算委員会ですので、できればこのことについてはまた後日、全員協等々もありますので、その場でご発言をいただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○亀岡委員 わかりました。わかっております。

○青原委員長 よろしいですか。

○亀岡委員 最小限あと一、二聞いておきます。

○青原委員長 はい。

○亀岡委員　　まずは、先ほどのことに対しての。

○青原委員長　　浜田市長。

○浜田市長　　ただいまの亀岡議員のご質問に対してお答えをしたいと思います。

まず、火葬場、葬祭場も入っておるということだったんですけど、私、今含めて言ったつもりなんですけど、葬祭というよりか、あそこへ例えば集会所的なものが欲しいということ言ってるわけです。豪華な葬祭場じゃなしに簡単なものが欲しいんだと。あそこの火の番をしたり、それからいろんなことを、雨風ほどしのぐところ要るわけなんで、集会所的なものを整備したいと言ってるわけでごさいますて、皆さんおっしゃるような豪華な葬祭場という意味ではございません。

それで私は市町歩いてたら、かなり高宮の奥のほうも全部行ったらこう言われるんですよ。講中葬をやってるんだと。集会所をつくろう思うても駐車場がないんだと。雨降りやテント張ろう思うんだと。テント張ろう思うたら工事の者がおらのじゃいうて、もう限界で出てこんのだろう。こういうような問題も解決してくれとか言われるんですよ。そのために、そういうことの解決できるような意味でそういうことを今言ってるわけでごさいます。

それでこのことによってやっぱ今の現況の農協とか皆さんがやることを減すというんじゃないに、まだそこまでいかない、地域で困った方がたくさんおられるということなんです。そういう方々に対しては集会所と同じような扱いで使ってくださいと。駐車場もじゃあ整備しますと、テント張らんでもいいよというような場所を提供するということでごさいますて、決して今の農協とかいうのを圧迫するという考えではございません。そういうことにも行政の指導をしていきたいと思っておりますけど、そういう考えでありますんでご理解を賜ってほしいと。

むしろこのことは市民の方が願っておられます。高い葬祭場を言っておられるんで、このことをしっかり理解してあげてほしいと。特にこういう田舎のほうはなかなかまとまった金額も要るんで、こういうこともしっかり考えていきたいと。そうかといって今現況の葬祭場もあるんで、私はこのことによって皆さん方が従来、講中葬とか自治葬をやっておられる方の便益を与えたぐらいで、お金のある人はちゃんと農協等使うてると思っています。そういうようなことのならんようにしっかりまた指導もしていきたいと思っております。

それからいかに安いかにいうのにつきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○青原委員長　　竹本政策企画課長。

○竹本政策企画課長　　この間、この内容についても特別委員会等もこの間いろいろ協議もさせていただき、議員の皆さんも一定の判断をいただいているものとまずは考えておると。そういった中、先ほどの亀岡議員さんのご質問の経費の関係で、まず前提として市が葬儀が安くできますよと、うちが資料で説明しとる内容ではございません。ただ、今回、民間に葬祭場施設がJ

Aまたは三田葬祭等がある中において、市民の方ができるだけ安価に葬儀をとり行いたいとしたときに、では、市がつくる葬祭場において貸し館として借りに講中が借りてやったらどうなるか、そういった中の比較を皆さん、議員の皆様にも資料としてこの間お渡ししとる内容です。そこにはきちっと前提も講中が貸し館として使った場合はこういった値段で安価しようとした場合にはできるんじゃないですかという形の中で資料として提供したものでございます。そういった中、確かに農協等で、じゃあ50万でやってくれという形がとれるかどうか、私もそれは確認してませんが、農協のほうでも一定のコースというのを出されております。そういった中の風のコースという、今でいうあこの施設を使われて一番安いとした場合というものと、市がつくります葬祭場における貸し館としての貸し館費用を仮に3万円と想定してやった場合の比較をした場合が20数万安くなりますよという資料は皆様のほうに提案もさせていただいて、それを確認もいただいとるものと理解しております。

また、安芸高田市の中には確かに人の状況によっては葬儀を高くとり行いたい、やっぱり立派にしたい、そういう方もいらっしゃると思います。ただ、そうはいつでも年金暮らし等がこれからふえていく状況の中でできるだけ安価に葬儀等を行いたいといった場合には、先ほど市長が言いました葬祭場自体もできるだけ安価につくるとともに、貸し館費用で講中等がとり行われたり、または農協で行う場合においても安価にできる施設として福祉的な側面を持ちながら、市としては整備の方針を議員の皆様方に協議をし、その合意をいただいているものと考えております。以上です。

○青原委員長

亀岡委員。

○亀岡委員

さっき委員長のほうからまたいろいろ協議、検討の場を持つということをおっしゃったので、あと一、二点に絞って、決算審議の場として申し上げたいと思います。

今、課長のほうから答弁いただきましたが、これは市が直営なら言えるんですね。貸し館でいく場合でも農協は、最も三田であります。一番安いのが37万2,000円ですか。じゃあそれから20万も安くできるというたら十二、三万でできるということになりますね。本当にそういうことがあるのかどうか。また、あるとすれば今のお話の中心は講中葬ですね。講中が行ってやるということになってるんですね。じゃあ、講中は葬儀もできなくなるんだということを盛んに述べておられますよね。そこらは一体どうなるのか、非常に話に整合性がないんですね。そういう議論はまたあるということですから、しっかりしたいと思いますが、もう一つは、葬儀場部分は最小限の規模でやると言われるんですね。これがまた大きな問題点があります。

やっぱり市が施設をつくるならば、葬儀は人によっていろいろ葬儀の規模がありますから、会葬者が50人で済む方もあるでしょうし、あるいは200人の方もおいでるかもわかりませんね。しかし、常識的に言うた

ら市民ひとしくそこでやりたいということになれば、どんな葬儀が行われるかもわかりませんが、私はどうしてもこれをやるんだということになって施設をする場合は、やっぱりせめて農協や三田にやっておられる程度の葬儀場は要るんだと、こういうふうと思うんですね。大きな葬儀いうたらその人の人生によっていろいろありますからね。いや、あんた方は大きい葬儀だけえあっこではやっていただけません。ちょっと集会所をそこへひっつけるようなもんですからって言うことは言われませんが、浜田市長が機会あるごとに小さいことにしますというて言われますが、これは私は腹の内とは違うと思うんですね。

それはともかくとして、本当に最小限でいいのかどうか。私はそれは通用しないと思うんですが、その点をはっきりしておいていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○青原委員長 浜田市長。

○浜田市長 説明にちょっと不備があったかもわかりませんが、最小限って言ったのは、例えば葬祭場のほうを最小限とって、集会所程度のと……言ったんであって、駐車場とかいうものについてはやっぱり現況の地形とか山削ってまで大きいつくるんかとか、いわゆる大きい人はわしは民間使うとかおっしゃるんで、ある程度の標準規模では考えていきたいと思っております。駐車場とか車をとめるところについては。そりゃゴウギなものをする人は、お金もある人はやっぱり農協とかを使ってだと思えますけど。そういうようなことを考えながら慎重に決めてまいりたいと、かように思っております。

○青原委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 答弁いただく限りにおいては非常に不確定要素が多いんですね。それで私はやっぱり今、情報化の時代。的確な情報を市民の皆さんに出す必要がある。特に去年の9月のこの市の広報には本当に数字にあらわして、先ほど申しあげましたような料金のことも言ってありますが、いずれにしても本当に的確な情報を出し、市民の皆さんの協力を得ると、こういうことでいかないとまずいと思うんですね。

それからもう一つ、他市においては不要な施設建設はすべきでないという、本当に19年9月にできましたうちの本市の健全化計画にもありますように、今必要なのは決めていることでも見直しせにゃいけん、事業の。いうのは非常に大きな柱として健全化計画の中に打ち込まれているんですね。そういった点から考えますと、まさに他市においてはそれをやっておられますが、うちではそういうことをやろうとされる姿勢が見えないんですね。そのことは結局は民意を向こうに回した形の姿勢になっていく、私は思います。やってほしゅうてかなわんって言われる人もそりゃあ中にはあるかもわかりません。しかし、圧倒的多数はそうでないということを申しあげて、決算の審査におけるこの件についての発言は終わりたいと思います。以上です。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

塚本委員。

○塚本委員 いつまでもの葬祭場で時間をとるわけにはいきませんが、1点ほどお伺いをいたします。

さきに高宮で行われた行政懇談会の中でこの問題が出ました。そのとき市長は先ほど述べられたように計画の見直しという形で答弁をされました。しかし、課長のほうの答弁の中に葬祭場の経費の問題が出てまいりまして、当初の予定の1億6,000万という金額が出たように私は記憶しておりますけれども、市長みずから計画変更があるならば、やはり当初の計画の変更の図面といいますか、そういう試算を早急にしてもらいたいというふうに思うんですよね。課長が答弁されたのは以前の葬祭場の規模での金額だったように思うんですよね。そのときに特に感じたのは、市長、集会所的などということて話をされて1億6,000万という答弁が出たわけですよね。集会所に1億6,000万も要るんかいというような一般の市民の皆さんの気持ちがあったんだろうというふうに思うんで、そういう見直しをされる状況があるんならば、やはり早急にそこらの試算をしてやっぱり市民の皆さんに、先ほど亀岡さんでも話が出ました、的確な情報をやっぱり早急に伝える必要があるんだろうというふうに思います。その点どうでしょうか。

○青原委員長 ちょっと待ってください。副議長、これもちょっと答弁はもらえませんが、もし市長が答弁されるのであれば休憩いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時50分 休憩

午前11時52分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 それでは、再開をいたします。

ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員 主要施策の分の58ページに地域イベントの新事業というのがある。主要施策の成果に関する説明書の中の58ページ。地域イベント新事業、このことについてお聞きしたいんですが、これ特に向原が65万円で一番少ないけんという意味で言いようるわけじゃないんですが、各町でそれぞれお祭りが地域イベントしての支援をしようということだと思っんですけど、これも旧町時代よりのこともあるし、歴史もあるもんもあるしいうことで、一律にはいかないんかもわかりませんが、各町でそれぞれそれなりの一生懸命やってくいう中で200万と65万と、こういう差があるのはいかなるもんであろうかと。どういう基準でこういういわゆる710万ですか、この地域イベントに対する支援を考えられてるのかお尋ねしたいと思います。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

まちづくり支援課長、益田茂樹君。

- 益田まちづくり支援課長 ただいまの地域イベント支援事業につきまして、ご回答申し上げます。
先川議員さんが言われましたように、それぞれの合併する前に行われておりましたイベントに対して補助をしております事業でございますが、この間いろいろとご苦労されておる地域もございますけれども、それぞれの地域の規模に応じた祭りをされておりますので、その規模に応じたやっぱり適正な費用を補助してる状況でございます。したがって、例えば今、向原が一番65万円となっておりますが、規模をもっと大きくしたいということになりましたら、また全体的な見直しが必要だろうというふうに考えております。以上でございます。
- 青原委員長 先川委員。マイク、もう1回スイッチ入れてください。
- 先川委員 地域イベント支援事業というのは今後とも続けていかれる予定ですか。
- 青原委員長 益田まちづくり支援課長。
- 益田まちづくり支援課長 この地域イベントは活性化、いわゆる地域の皆さんのご支援をするという事業でございますので、それぞれ皆さんが地域の中で輝いておられる地域事業をこのまま継続されておりますので、引き続き支援をするようには考えておるところでございます。
- 青原委員長 よろしいですか。
ほかに質疑は。
塚本委員。
- 塚本委員 成果の42ページ、数字的なものは限られた数字で記載してありますけれども、地域の活性化やら雇用、また生きがいの創造とか伝統文化の伝承、いろんな経済波及を見込んで外部団体への補助金が出ておりますけれども、年々少なくなっておるのも現実であります。とは申しましても財政の今の状況を見たときに今後この補助金があるままずっと継続されるのか、先ほど先川委員さん言われましたが、当然そういう回答は返ってくると思いますけれども、逆に収支の内容を見ましてもその指定料、管理指定料が大きなウエートを当然持っております。そういう中でどこということじゃありませんけれども、もう半分以上がその補助金に頼っておる現実もあるんですよね、三セクの中で。そういうようなところを今後どのように考えていかれるのか。具体的な数字を上げるというのは非常にそれぞれに団体がありますので、あえて申しませんが、三セクの考え方というのを今後どのように考えていかれるのかお聞きいたします。
- 青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
浜田市長。
- 浜田市長 三セクは私が市長に就任したときに……。
- 青原委員長 スイッチを入れてください。
- 浜田市長 まずは市民に理解が得られるかと、例えば神楽だったら安芸高田市の神楽としてやっぱし守っていこうじゃないかと。いわゆる……や安芸高田市の温泉としてと、こういうニーズができていなかったから、私冒頭に申しました。役員構成を各町限るんじゃないしに、市内から入れた

らどうですかとか、そういうふうに皆さんで安芸高田市として守る、そういう前提のもとにできるだけ守る方向で考えていきたいと思っております。これも福祉とか教育とか大きなバランスの中で実施することになると思いますが、今のところはそういう市民の文化としてしっかり守っていかないとはいけませんと思っております。ただ、その前提には各旧の町の文化じゃなしに、安芸高田市の文化として認定してもらうことが前提ということをお願いしておるところでございます。厳しいようでございますけど、このことがなかったら財政的に困難なときに支援が非常に難しくなってくると思います。福祉とか教育をきちっと始末して神楽を守ろうじゃないかというムードになってもらいたいと思います。そのためには役員構成とか、そういうような仕組みもしっかり考えいかにいけんのじゃないかと、守る意味でそういう提案をしますんで、ご理解を賜りたいと思います。

○青原委員長

塚本委員。

○塚本委員

今、役員構成の話が出ましたが、今でそういうことになってないわけですね。依然として旧体制のままの役員体制で運営をされとるわけですが、その点は今後どのように指導されていくのか。

○青原委員長

浜田市長。

○浜田市長

去年もう担当課長にはその指示をしています。ただ、地域によっては時間のかかるところもあるので、理解を賜るように説得していこうじゃないかというて今やっています。ある程度修正を加えた団体もごございます。だからそういう方向性なんで、将来的にはちゃんと安芸高田市の文化としてまた技術として守れるような体制づくりをしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。指導はもう担当課長に指示していますので。ただ、地域によってはまだがんじがらめの壁があって乗り越えられんとかいうのあるんで、ここらのところはしっかりご理解を賜るように努力していかないとはいけませんということでございます。

○青原委員長

この際、13時まで休憩といたします。休憩の間……。失礼しました。じゃあ、1時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。説明員の交代をしますので、暫時休憩です。

~~~~~○~~~~~

午後1時01分 休憩

午後1時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

それでは、再開をいたします。

続いて、平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、消防関係の決算についてを議題といたし、概要説明を求めます。

光下消防長。

○光下消防本部消防長

じゃあ、座って説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、平成20年度常備消防費の歳出にかかわる決算について説明をいたします。主要施策の成果に関する調書でいえば166ページからとなりますので、ごらんいただきたいと思います。

常備消防決算は4億6,395万1,000円のうち人件費を除いた常備消防費の決算額1億932万614円でございます。

消防課、予防課、警防課の3課がございますので、消防課所管分の決算につきましては、9,123万4,900円でございます。次に、173ページに予防課の所管分についてを掲載しておりますが、決算につきましては144万838円でございます。続いて、180ページ、警防課所管分の決算でございますが、1,664万4,876円でございます。

以上、簡単でございますが、決算の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青原委員長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

金行議員。

○金行委員

1点お聞きします。

20年度に化学消防ポンプ車を入れておりますよね。それはその分で出動は今までで、効果いうたらその効果はないほうがいいんですが、あったのかないんか、使う必要があったのかないんか、その1件お聞きします。

○青原委員長

久保消防署長。

○久保消防本部長(兼消防署長)

ただいまのご質問でございますが、化学車を導入して以来、効果を発揮するような出動があったかなかったかというご質問だと思いますが、幸いにして化学車でなければいけなかったというような災害出動は昨年度ございませんでした。以上です。

○青原委員長

よろしいですか。

ほかには質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時08分 休憩

午後1時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

それでは、再開をいたします。

続いて、認定第1号、平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、市民部の所管の部分の審査を議題といたします。

部長から決算概要について説明を求めます。

山本市民部長。

○山本市民部長 市民部におきます平成20年度の一般会計の決算の概要をご説明申し上げます。

まず、歳入であります。決算書の1、2ページをごらんいただきたいと思っております。税務課が所掌しております市税につきまして、歳入総額は36億8,446万2,731円の収入でありました。これは前年度と比較いたしまして1,919万9,000円余りの減収となりました。主な要因は、景気の悪化による法人税の減額が主なものであります。また、滞納整理の取り組みを通じまして執行停止後3年を経過したもの、執行停止中に時効を迎えたもの、財産がなく所在不明のものに分類いたしまして、2,586万4,834円を不納欠損させていただきました。人数にして延べ307人になります。そのほか5、6ページに記載しております諸収入のうち、延滞金を341万6,754円徴収いたしました。

また、主要施策の成果に関する説明書の64ページ、65ページ、先ほど訂正していただいたところではありますが、64ページ、65ページに滞納整理対策本部で取り組みました結果について記載させていただいております。

他に歳出につきまして、同じく主要施策の成果に関する説明書の65ページから69ページに固定資産税適正化事業、国民年金事務、消費生活行政、人権推進事業について記載をさせていただいております。

96ページから101ページに環境保全対策、循環型社会の形成、不法投棄の防止と環境美化、狂犬病対策、火葬場の管理、じんかい処理事業について取り組みの結果について記載させていただいております。

以上で市民部における所掌事務の決算につきましての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○青原委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員 主要施策の成果の65ページですが、固定資産税適正化事業というものは以前からなかなか大変困難な事業だというふうに見させていただいてきたんですが、これがここにありますような年度においては結果となったということでございます。その中で今後の課題としては、課税台帳の現況地目と現況が相違する土地が多くあり、相違している土地については土地所有者へ措置を行う予定としていると、こうあります。具体的にこれはどういうふうに取り組んでいかれるのか、そういったことについてお伺いをいたします。

○青原委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

山本市民部長。

○山本市民部長 納税者の方への通知ということで番地、地目、それが課税されとる地目がこうで現況調査の結果がこういう地目が違いますというんで案内をいたしまして、24年度から地目の変更をさせてもらいうような内容のも

のにいたしまして案内をして、異議ありということもあろう思うんです。それを受け付けいたしまして納税者の理解を得ていくような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○青原委員長

亀岡委員。

○亀岡委員

24年度を目途にということではありますが、予期せん、その場における状況もあろうと思っておりますので、現在の担当部署における陣容においてそれが予定どおり行うことができるのかどうか、そういった点についてはどうなんですか。

○青原委員長

山本市民部長。

○山本市民部長

本年4月から1名増員をしていただきまして、専従で2名が今取り組んでおります。もう1名が兼務で、計3名で取り組みをしておりますので、予定どおりに運ぶものと思っております。

○青原委員長

ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

成果に関する説明書の67ページ、消費生活行政推進事業費についてでございますが、成果と今後の課題の中で、事業者と消費者の間にトラブルが年々増加する傾向の中で消費者トラブルは消費者と事業者の間の情報力や交渉力の格差が構造的な要因として上げられるということで、市民に対して研修会等を開催し、情報提供を図っていくということを課題として上げられておるんですが、平成20年度が相談状況が83件、それから相談件数と内容もここに記載してありますし、啓発講座等が21回、参加で1,197名ということでございますが、これらの対応に消費生活相談員1名を配置して取り組んでこられたという中で、このことに関して、成果としては先ほど情報提供を図っていくということを今後の課題として上げられておるんですが、この1名ということは効果的に課題としては上がってないんですが、1名で効果が上がったのかどうかという判断はどのようにされているか、1点お伺いいたします。

○青原委員長

山本市民部長。

○山本市民部長

ご質問のとおり、1名というのはもう専門官なんですが、若干は不足するだろうというふうには感じていますが、徹底する意味で。そういうふうな状態なんで、じゃあ、そういう人をまだ2人も3人も雇えんかという状況も考えたんですけど、資格取得者が少ないんですよ。この人も、今来てもらえる人も他の町を経由されとるような状況で、うちだけ専属で週3日ぐらい来てくださいうふうな状況にもいかんもんですから、この春、課長も含めて3名が消費生活の関係の研修会行ったりして専門知識を得るような努力はしようなんです。そういうふうな職員研修があれば職員のほうが対応できるような知識はつけていかにやいけんいうふうに思ってます。そういう専門官が、資格取得者が今から消費者庁もできますので、どんどんふえてくればまたそういった体制の整備も考えていかにやいけんいうふうに思っております。以上です。

○青原委員長

よろしいですか。

ほかに。

亀岡委員。

- 亀岡委員　　ちょっと決算書のほうで55、56ページにあります20款諸収入の関係ですけど、これが当初の予算額と財政運営計画の数字を見ますと、その前に諸収入においては調定額と収入済み額に大変大きな差があるんですね。それで財政運営計画を見ますと、もう収入未済額が予測されたかのような数字になっとなるように思えるんですね。私の言い方が間違っておればそのようにおっしゃっていただきたいと思うんですが、それといいますのも、ここの収入未済額については前年度と大差のない額面が上がっておりますね。そこらで見ますと当初予算のかけ方が前年度の収入未済額についてはどのような考え方で予算の計上をされとるんか、いかがでしょうか。ちょっと私の質問しとることが適当でなければそのようにご指摘いただきたいと思います。
- 青原委員長　　山本市民部長。
- 山本市民部長　　済みません。55ページですかね。
- 亀岡委員　　55、56ページにわたってですね。
- 山本市民部長　　諸収入ですね。
- 亀岡委員　　諸収入のことが出ておりますね。
- 山本市民部長　　その中で貸付金のところでしょうか。
- 亀岡委員　　その中で全体を見まして収入未済額は3億6,820万……。
- 青原委員長　　ちょっと挙手をして発言をしてくださいね。話し合いじゃないですから、委員会ですので、よろしく願いをいたします。
- 山本市民部長。
- 山本市民部長　　今、質問を受けておるとこの款項目の目のところがどこになるのかちょっと……。
- 青原委員長　　じゃあ、再度亀岡委員のほうから質問をしていただきます。
- 亀岡委員。
- 亀岡委員　　けさ、午前中にも大筋においての質問ということでお尋ねをしたんですが、歳入での20款諸収入のところで税金の関係になりますからお尋ねしとるんですけども、税金の関係というよりか、これは該当しませんかいね。今お尋ねしてる……。
- 青原委員長　　55、56ページ。
- 山本市民部長　　延滞金か貸付金か……。
- 亀岡委員　　貸付金ですよ、貸付金。済みません。それで財政運営計画を見ますと、収入未済額があたかも予測されたかのような数字になっとなるというふうに思うんですが、この歳入財源の予算の書き方の中にはそのような見方は適当でないのかどうか。
- 青原委員長　　答弁を求めます。
- 山本市民部長。
- 山本市民部長　　調定額に対して収入未済額が多いと言われとるか、今までの決算とほぼ似たようなケースじゃないかという質問だったかと思うんですけど、予

算は貸付金の収入が大体例年入ってくる額が決まってくるんですね。ご存じのように調定額というのは1年間徴収せにゃいけん額なんですけど、大体このぐらい調定はあり得るんですが、入ってくる額が毎年度似たぐらいの額、今現在、収入済み額に載っておりますけど、その程度入ってくるわけですね。滞納整理のことも含めて徴収の強化のことも含めて収入がこの程度になるだろうというのを予算に上げさせてもろうとるんです。本当いやあ調定額の80%ぐらいを予算にするんがそれは本来のやり方とは思いますが、貸し付けの償還いうところで徴収のいけば困難さいうようなのもいろいろありまして、そういうのを加味してこのぐらいは入るだろうという分で予算をさせてもろうとるんですね。それが前年度の決算を見られたときに似たぐらいがいつもたまりようという状況で出てくるのはいかがなもんかいうことを言われとるんだらう思うんですが、今、貸付金についてはかなり困難な状況もありまして、現年分なんかですね。結果としてこういうふうな未済額が出てきよう言うことであります。徴収強化の部分もあるんですが、何せ20年前ぐらいの貸し付けとかぐらい古い貸し付け自体が古うございまして、当時のまた社会状況というのが貸し付けができた制度の社会状況というのがあったりしまして、かなり困難事案もあるということで、このような結果になったんですが、以上であります。

○青原委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 それでさっき申し上げましたように、午前中にもちょっとお伺いしたんですが、毎年同額の収入未済額が出る。今、課長もそういうことに触れられましたが、これは本当に毎年度調定額に取り込んでいくというを見まして、本当にそれでいけるものか。早く言いますと貸し付けの相手方から収納可能なものばかりか、そこらにおけるの精査とか調査、こういったことをする必要があるものは組まれていないのかどうか、そういった点はいかがですか。

○青原委員長 山本市民部長。

○山本市民部長 今、亀岡議員が言われましたように、償還対象者の中にほんまに納める能力があるいうんですか、徴収不可能なものはありやせんというようなご意見いただいたんですが、今この春だと思えますけど、副市長が委員会で精査しますということを言わせてもろうとるんですが、それを受けてずっと精査をしてきております。もう借り主がもう亡くなった人とか、借り主が亡くなった上に今、保証人もおらんと、亡くなられておる、そんな厳しい状況のもんもあります。その意味じゃあ時効の関係も含めて精査させてもらいまして、また議会のほうへ相談させていただければいうふうを考えております。精査も随分もうやりましたんで、近いうち相談させていただければいうふうに思っております。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

塚本委員。

○塚本委員 亀岡さんの後をとって言うようなんですが、それぞれの貸付金の現年

分の中で滞納もあるんですね。ということは貸し付けの条件のときの審査といたしますか、そういうもんが非常に甘いもんがあるんじゃないかというふうに思うんですが、そこらはどうですかね。

○青原委員長 山本市民部長。

○山本市民部長 私らも直接かかわってないんでわからない部分もあるんですが、聞いた話の部分若干強いんですが、困ったりあこういう制度があるけえ、貸せられるけえいうような形で貸付制度が始まったというふうに聞いております。そういう中でこういうことで困るとるけえいうんで、じゃあ貸し付けをしようというような、銀行や農協、金融機関が貸し付けをするような厳格な審査はなかったように聞いております。

○塚本委員 例をいいますと、今の55ページ、56ページの住宅新築資金の貸付金の現年度分でも調定額2,800万では半分しか払えてないわけですよ。そういうところを見れば逆に言えばもうこういう制度を廃止したほうがええような感じもするんですよ。法的にできるできんはあるかもわかりませんが、本当結婚支度金現年度分でもそういう状況に……。そういうような状況にあるんで、廃止というのはできんかもわかりませんが、先ほど言いましたように、本当審査の時点でそこらを理解していただいて貸し付けができとるんかどうか、その点1点お願いします。

○青原委員長 藤川副市長。

○藤川副市長 この件につきましては、議員が、これは今始まったことじゃないんですよ。旧6町、約40年ぐらい前からそれぞれ6つの町が時の制度によって条例を制定されまして、要するに補助金交付ならよろしいんですが、貸し付け条例というもとそれぞれ貸し付けを行っておられたわけですね。これは時の時代の制度上の問題でございまして、旧6町おおむねそういった足並みをそろえてそれぞれ貸し付けは行われておると思います。ただ、そのときの担保物件とかいろいろな裏の関係はその当時ではそれで一番妥当な線ということでそれぞれ貸し付けされております。実際に現時点ではそれぞれの6つの町も先送りされまして、5年前に合併して、合併後いろいろ分析をしながら、先ほど部長が言いましたように、時効が来たのも、また死亡、もう支払い不可能なもの、そういったゾーンを今仕分けをしてそれぞれ委員会にかけて、要するにもう取り立て不可能という解釈をしていただきたいと思うわけです。全部が全部じゃないんですが、そういったもう何十年も先送りして、金融面でいえば引当金に10年たてばもう当てて、もうそれは回収不可能というような内容になるわけですが、なかなかそれぞれ保証人等とられておりますが、その保証人でさえもう他界をされたりしておるというのが現実の実態で、この数字というのは合併以前から合併後ずっとこのような3億四、五千万というのは未収金として上がとるのが実態でございまして、本題解決になりませんので、今担当課のほうへそういった分析状況をしながら今後それを取り組んでいく必要があると。それしかもう道がないというように私どもは判断しておりますので、そういった資料を今整備中でございますので、

よろしくお願いいたします。

○青原委員長

よろしいですか。

○塚本委員

結構ですね。見たい。現年度分というのは新規に貸し付けとるいうわけじゃないですね。

○青原委員長

ちょっといいですか。

○塚本委員

わかりました、わかりました。

○青原委員長

いいですか。

山本市民部長。

○山本市民部長

塚本議員さんが言われました今、制度の廃止等を言われたんですが、これは平成8年をもちまして貸し付け事業言うのは終わっております。その貸したものについての収入が20年ばかりまだありますので、残りが今こういうふうに現年分という形で調定に載ってきようるわけです。以上です。

○青原委員長

ほかに質疑はありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員

済みません。64ページの滞納関係になるんですけど、成果と課題というところでここに書いてるのが、滞納整理っていうのはいろいろ大変困難をきわめるといふこともあるわけです。しかし、そうはいっても税の公平性からいっても滞納したものがそのままっていうことになりません。それに当たってここで書いてある職員の徴収技術の向上。確かに今、副市長さんもおっしゃいましたが、本市では広島県第1位を誇る実績もある、こういうふうにも聞いております。相当徴税員の皆さん、ご苦労なさっていることだろうというふうに思うんですね。

ここで技術の向上っていうのは、当然これは時効中断含めていろいろな手法をもって税の確保に努力はされなくてはなりません、私ちょっと心配するのは、今大変経済状況が厳しい、また生活の困窮が続く中で、どうしても滞納っていうのは今から伸びていくのではないかと、こういうふうに感ずるわけです。昨年度の所得に基づいて今度それに課税されますから、昨年度は会社に勤めとるんだよと、ことしは退職して、またはリストラされて、こういう家庭も多いというふうに思うんですけども、ここでいう職員の徴収技術と同時にその徴収者の研修ですね。例えば生活指導ができるような担当者を養成していくと、こういうこともこれから私は市民生活の向上という点から必要なんじゃないかというふうに思うんですが、そこらの点で徴収技術の向上とともにそういった研修というのは今考えておられるかどうか。この成果と課題についてご質問したいと思います。

○青原委員長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

山本市民部長。

○山本市民部長

徴収技術の向上いうところで、徴収技術とは宍戸議員が言われたように、もう支払い不能の人がおるのに、あんだ、払うてくれにやあいけんというような、そればかりをいうようなことじゃあ徴収技術の中には

そういう人たちに出くわしたときに、じゃあ、どういうふうに対処したらええんかいう、税法上じゃあ徴収の猶予とか、今度そのまんま突っ込んでいったら全部納めてくれいうんで、ほいじゃあ財産がありやそれを差し押さえる、何か収入がありや全部差し押さえていくんかいうていうところがあるんですが、そういうことをしたらこの人は生活保護を受けにやいけんようになるでというような試算ができる職員、そういうような技術の向上というものをここの中の技術の向上の中には含んだるんです。じゃあ、いっぱい滞納しとって行っても、あら、あんたは今は忙しいんじゃけえ会わりやあへんとか、払わりやへんいうたら、はいはいって帰るようなら、これまた今度は取り方についての技術が伴わんいうんで、そういう人に会うたときにはどういような預金の差し押さえとか財産の差し押さえとか、こういうことが淡々とできる職員をつくるという、こういうようなことで徴収技術の向上ということを上げさせてもらうとります。じゃあ、今やりようる職員がすべてそれができとるかいやあ、まだそこまでいっとらんので、どんどんそういった事象に会うたときにはそれに対応できるような職員をどんどんつくっていかんやいけん、このように思いましてそういうふうに上げさせていただきました。

現在はそういう、この人も生活保護になってなけりやいけんのじゃないか、それとそれを進めるんが能じゃないんですが、そういう困窮にある人はどうにか救う方法がないかいうんで、福祉保健部のほうと連携をとりながら徴収にあわせてやりようるいうのが現在の実態であります。以上です。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員 今の関連してお聞きしますが、やはり税の公平性という面は、やっぱり弱い者を助けるということもあるでしょうけど、これまで新市になっていわけ水道をとめたり、電気とめたり、あるいは公営住宅に入るのを強制退去をさせたりという実例がありますか。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

山本市民部長。

○山本市民部長 64ページの実施内容のところがあるんですが、中段から下のほうにこれらの取り組みの中で法的措置等について次のとおり実施したいということで、税について差し押さえ等についてはここに書いております。水道料金については給水停止を合併以来このような状態でやらせていただいております。今の住宅の強制退去というのは今のところ合併以来まだやってません。入居については税等の滞納がありましたらお断りしようるというのが実際にやっております。

○青原委員長 よろしいですか。

○先川委員 はい。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

- 秋田委員 成果表の99ページの不法投棄防止についてお伺いしたいと思いますのですが、実施内容として安芸高田市公衛協、地域振興会と連携して立て看板、監視カメラを設置したというふうになっております。不法投棄の苦情等も15件あるということで、成果としてはパトロールのほうは今後も続けていくとありますが、今言った監視カメラの設置についての効果と申しますか、20年度における設置も含めて、その効果とまた21年度以降もそういった形のものどのように取り組まれていくかということについてお伺いしたいと思います。
- 青原委員長 今の質疑に答弁を求めます。
久保市民生活課長。
- 久保市民生活課長 20年度に2台、本年度も3台予定しております。現実的に設置をした場所に不法投棄をされる状況っていうのは少なくなっておりますし、県のほうが実施をしてくれました鳥居を置くことっていうのもいつかかなという思いもありましたけれども、現実的にはそこに捨てる、それがほかにいってるかもわからないんですが、その場は少なくなっている状況がありますので、イタチごっこになっているところもありますけれども、効果があると思われるものは積極的にやっていきたいというふうに考えています。
- 青原委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
先川委員。
- 先川委員 質疑うんじゃないんですが、お願いいたしますか、いわゆるこの成果と今後の課題というてここ書いてあるんですけど、65ページなんか読ませていただくと何が成果で、課題は何となくわかるようなんだけど、平成17年度から19年度まで行った現地調査の結果を帳票に出力して整理を行うと。これは実施内容じゃないのかないう、これがいわゆる成果になるんかどうか。ただ一方、この中の198ページ、これは教育委員会関係ではないかと思うんですが、非常に成果と課題が明確な表示がしてあるんですよ。やっぱりこういう何か課によって違うといえはそうかもしれないけれども、何か私は後ろの198ページのような成果と課題というように単純明快にやっていただいたほうがいいんじゃないかと、わかりやすいんじゃないか、これはお願いします。
- 青原委員長 ほかに質疑はありませんか。
塚本委員。
- 塚本委員 100ページの狂犬病に関してですが、この部分は狂犬病なんですけど、野犬のことなんですけれども、野犬の保護といいますか、そういうようなものほどのような推移になってますか。今大変地域によっては野犬で非常に危険を伴うようなところも実際あるんですよ。そこらのところの保護、あるいは今後の取り組みについてどのように考えとられるのか。
- 青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
久保市民生活課長。

○久保市民生活課長 野犬の件でございますが、美土里町から高宮町一帯にかけて出没するという状況は集中しております。今出てるよとか、こういう被害が出て、被害が出てからっていうのはなかなか対応も難しいんですけども、単独でということになかなかありませんもんで、有害鳥獣として駆除もとん警察との連携、それから支所、それから農政課と連携をしながら、それぞれ対応をしておりますが、捕獲頭数の指示が出ましてそれを有害鳥獣として駆除する、そういう対応もしておりますが、なかなか全部駆除ができておりませんが、放置ということではなくて、その都度の対応は一応関係機関と連携をとりながらしている状況はございます。

○青原委員長 よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 これは一時的な措置ではどうにもならない状況があるんですね。極端に言えば年間通じてその野良犬がいなくなるまで、地元とすればやってもらいたいぐらいの気持ちがあるんですね。それで生き物ですから移動するというのはわかりますけれども、常時僕らが見るのにそこにおるという状況はもう確実にわかってるわけですから、もう現地も知ってますし、そこらへほいじゃあさくがしてあるか、おりが持つてってあるかというたら、もう全然それもないわけですね。ですから、全然対応してもろうてないのかなというような思いもするんですけど、敷地内はちょっと民有地で入られませんので、民有地の中はちょっと調べることができません。県道沿いやなんかでも全然保護さく、保護するさくを持つてつとるとかいうような状況でないんで、どうにしてくれとるのかなという思いがするんですが、実際そこらで保護された頭数やなんかはもしわかつとればどのぐらい保護したんかぐらいちょっと報告いただければなというふうに思いますが。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

佐藤市民生活係長。

○佐藤市民生活係長 野犬として収容している頭数についてはちょっと調べなくては数字が申し上げられませんが、野犬、野良犬、野良猫のたぐいは収容させていただいて県の愛護センターのほうへ送っております。また、美土里町、高宮町につきましては野犬として収容した例はございません。以上です。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。福祉保健部と説明員を交代しますので、2時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時58分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

[テープ中断]

再開をいたします。

なお、市長は公務のため退席をされますので、よろしく願いをいたします。

それでは、平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、福祉保健部所管の部分の審査を議題といたします。

部長から決算概要について説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長(兼福祉事務所長)

それでは、平成20年度の福祉保健部におきます一般会計決算の総括的な概要を申し上げます。

福祉保健部は社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、高齢者支援室、保健医療課の4課1室でございます。

執行額は民生費及び衛生費の一部で、支出済み額の合計額48億3,722万7,471円となり、一般会計の歳出総額に対して25%を占めております。

概要につきましては、主要施策の成果に関する説明書の70ページの社会福祉総務管理費から、95ページの乳幼児医療費まで及び保健衛生費は102ページから111ページに事業実施内容及び金額等を記載しております。

少子高齢化の急速な進展の中、乳幼児から保育を含め、子育て支援や障害者の支援、生活保護の実施、各種高齢者福祉施策等、福祉サービスの推進及び市民の皆さんの健康医療に関する事業を実施しております。

以上、よろしく願いをいたします。

○青原委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員

とりわけ医療関係のことでお尋ねしたいと思います。ページ数は……。ちょっと総体的なことをお尋ねしたいと思います。

実はご承知のように、本市においては特に市民の医療の関係がこれからの少子高齢化の時代、また高齢者の福祉との関係等、大変医療の分野は重要な分野であります。そうした中で、毎年市のほうは中核病院ということで吉田病院との連携で医療関係進めていくというのか、そこで運営についてあるいは医療の向上等についての市側と病院側との懇談をやっておるわけですね。そうしたことを通じて中核病院の果たしていただく医療機関としての役割、またそれに対する市側の協力体制、支援体制というようなことでできているわけですが、ご承知のように、吉田町時代からの一つの流れにもなっておりますが、毎年度3,000万円の支援協力をしておるということでございますが、今日の情勢の中で本当に中核病院としてのあり方が現状のままでいいのかどうか。それとも他市において、あるいは他の地域において行われている市外の医療機関との連携対応というようなことになっていくのか。非常にそこらは重要な課題があると思います。

ことしの吉田病院との懇談の中で出ております問題を見ますと、吉田

病院は県の厚生連の関係の病院であります。厚生連自体が言っておりますことに、患者数が平成15年度をピークに非常に減少してきておるといことの中で、吉田病院も例に漏れないということでもあろうかと思っておりますが、将来のことについてはこの懇談の中で一定の方向を出されておりますことに、方向といえますか問題点ですね。地域完結型医療体制を構築していきたいということが言われておりますし、そのためには医療の専門化と一般化というようなことをどうやっていくのか。地域医療についてはみんなでやっぱり考えていきたいというようなことが言われております。

今地域で求められる医療を実現するためのビジョンと行動が必要なんではないかということ、これは市側もそのようにも考えておることと承知しておりますが、そこで具体的な将来課題としては医師の増員とか、福祉と介護の分野との共存の医療機関としてありたい。いかにすれば在宅で老後を過ごせるか。こういったことが強調され、社会全体、地域全体で考える問題としてこれからもやっていきたい。特に医療の安全保障という面が市民にとっても重要なわけですが、これについては行政支援がないと実現が困難だ、こういうようなことが言われたということが私たちがいただいた資料にあるわけでございます。こういう点で市側としてはこういう面ではどのように今後に対しての対応なりビジョンを求めたの行動としてはお考えになっているんであろうかと。この点をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○青原委員長 　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長(兼福祉事務所長)

市長が退席しておりますので、先ほどもありました厚生連吉田総合病院と連携を保つために平成8年から、先ほどもありました吉田総合病院運営協議会を設置し、年2回定期的に医療や病院運営の実情や改善、それぞれの意見交換いたしますか、そこらをやっております。

それで吉田病院を中核病院、安芸高田市の公的ないうふうな大きな病院であるというふうないうのは市長も思っております、委員おっしゃられるように、今後、地域の医療、ケア、福祉・医療・介護を含めたところの体制を整えていく必要が要るように思っております。市外の病院との連携につきましても、第二次救急につきましてもは広島第二次保健医療機関の関係の安佐市民病院の第二次救急の機能を実質的にも補完しておるような状況もございます。それから吉田病院の医師不足も含めて、また休日・夜間の救急診療所の運営につきましても大変な役割を持っているようなところだと思います。いことの中で、以前から3,000万円の財政援助をしておりますのは、いろんな機器につきましても市も援助しながらいこと、他の市町につきましてもは公立病院があるわけでございますが、安芸高田市の吉田病院が公的な役割いことを案外持っているような状況の中で、そこらを含めて今後、高齢化進む中で、先ほど委員さんおっしゃいましたように、医療・介護・福祉を含めた中での総合的

なケア、在宅でできるところは在宅でし、医療の療養病床の転換もござ
いますが、そこらも含めて医療といろいろな老人施設関係も含めていろ
んなところを網羅したものの、今後、安芸高田市のあるべき姿いろのを
考えていく必要があるように思っております。

○青原委員長 よろしいですか。

亀岡委員。

○亀岡委員 まさにそういう課題になろうと思うんですが、中核病院とはいいいなが
ら、申し上げましたように厚生連の病院でありますし、そういったこと
が基本的にはいろいろ連携の上でも、一定の問題はあろうと思います。
であります、市民の医療にかかわっていく地域の病院としてはその重
要性っていうのは大きいわけでありまして、三次は三次市の市立病院と
いいですか、三次市においては、年間の昨年度でいいますと、支援金が
支出とは言いながら6億3,000万円、本市のまさに21倍ですね。これは財
政規模の問題もありますが、支援をしており、そういうことであります
と先進的な医療器具を整えることができるでありましょうし、医療のこ
とで非常にそこらにおいては大きな格差もあります。それ、私は本当に
吉田病院がこの地域の病院として確たる医療機関としての財政を確立し
ていくには本当にこれから厚生連の病院としてもどう考えていいのか、
常にそれは私もどういいますか、2回の協議会も出ておりますので承知
しておりますが、しかし本当に根幹にかかわる問題をいま一度、病院側
と、あるいは厚生連の、もちろん厚生連からもその懇談のときには代表
の方が来られますが、しっかりそれを改めてやってみる必要があると。
支援金を多く出せばいいというような視点ではありませんが、本当に吉
田病院がここでどういうことを望んでいるのか、ような点について根本
から検討してみる必要があるんじゃないかと、このように思うわけであ
ります。病院体制、医療機関としての体制を維持することは若者の定住
といったようなことも大きな関係がありますので、そこらについて一度、
そういう意味を持って、もちろん2回の会合がそうではありますけれど
も、さらなる深く突っ込んだ検討会を持っていただいてはどうであらう
かというふうに思いますが、いかがなものでありましょうか。

○青原委員長 答弁を求めます。

藤川副市長。

○藤川副市長 安芸高田市の中核病院としての吉田病院は位置づけを持っております。
我々は以前からですが、公的病院としての位置づけで、組織的にも厚
生連の配下に入っておられまして、今までの厚生連の体制と随分改革を
されたものと見ております。といいますのもそれぞれのJAの各単体か
らの役員参加ですね、理事のトップは広島県から招聘されて4つの県下
に厚生連の病院が混在しておるわけでございます。ご案内のとおり、厚
生連といえども、全国的に、また近くでいえば津和野ですか、の病院が
破綻したといった実例もあるわけございまして、病院の経営は黒字化
をしてとどんどんいろんな方向で前に進めばよろしいんですが、先ほどか

らいろいろな問題もあるのも重々承知をしておるところでございます。

今回は、市長なり、議会の議長も出席をしておりましたが、いろいろな背景のご指摘を申し上げて、安芸高田市の医療確保についていろいろお願いをしておるところでございます。今までは、なあなあ主義でといったら失礼なんです、経営なり、患者の代弁とかいうのは余りなかったと思うんですが、突っ込んだご意見を入れさせていただいております。

まず、経営体制についても、広島北部農協のトップの組合長がなぜその理事側に参画されとらんのか、その理由を私自身もお尋ねしました。そういつて身近に存在しとるJAのトップがこういった吉田病院の経営側にも参画していただいて、農村医療といいますか、そういった経営のスタートであったろうと思いますが、そういった声を身近に聞いていただきながら、その経営に反映をさせていただくと。最近の状況でいえば産科の問題、産婦人科ですね、小児科の問題等がございますが、医師の確保、その医師に対しての患者の信頼関係、いろいろなさまざまな角度からご意見をさせていただいております。医療報酬の関係等で病院側の経営も随分と厳しい状況の中でございますが、安芸高田市にとっては中核病院で安心・安全といえどもどうしても質の問題は第二の問題にいたしましても、吉田病院はしっかりと取り組んでいただくことは一番重要な課題と受けとめておりますので、そういった今から医療器具の問題とか休日・夜間診療等の問題についても意見交換をさせていただきたいと。特に先般も重本部長なり久保課長にも、ある住民、市民から夜間の緊急に行ったがその対応について苦情が入りましたので、すぐ病院側へ行って指摘をしてその答えを持って帰るようにと、今後はあらゆる小さなこともすべてそういった事情聴取しながら病院側の協議、対応を、姿勢を改善を詰めてまいりたいと思うわけです。そういった中での向上に対しての安芸高田市としての役割というものを明確にしながら、今後、協議しながら支援をしていくのが基本だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 特定診断のこのページで成果を見ますと、何ページになるかな、特定診断のメタボリックシンドロームのあれを……………20年度行っておりますが、一部の何人かいうのがここに出ておりますが、成果とその担当課におけるこの結果で、今後のそれに基づいての考えはどうなつとるかいうのを1点お聞きします。

それともう一つは、新規で障害者福祉相談の新設を20年に行いましたよね。その後の結果と効果いうのを、どういうふうなことになつとるか、この2点お聞きします。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

久保医療課長。

○久保保健医療課長 特定検診でございますけども、検診率のほうが20年度におきましては43.1%ということで、広島県の中では検診率はトップという結果が出てきました。その結果に基づきまして先ほど言われましたようにメタボリックの予防ということで積極的保健指導、また動機づけ保健指導ということで、半年間にわたって指導してまいっております。その中で肥満の解消であるとか、または運動の機会をたくさん持たれるようになったとか、そういった形で結構生活習慣病予防については関心を持っていただけたという結果が出ております。

特定保健指導のほうはちょっと保健指導率が低いんですけども12%ということでございます。特定保健指導のほうは広島県下でもまだまだ1けた台の指導率ということで、まだまだ伸び悩んでる現状ではございますが、啓発等をして受診率のほうは上げていきたいと思っております。

○青原委員長 続いて答弁を願います。

社会福祉課長、西村友枝さん。

○西村社会福祉課長 平成20年度に社会福祉課へ非常勤として障害者福祉相談員を1名設置をしております。この方には社会福祉課障害者福祉係のほうへ配属をいたしまして、非常勤ですので月曜日から水曜日までは職員と同じように8時半から5時半までの勤務なんですけれども、非常勤ということで木曜日が午後3時半まで、金曜日はお休みになっておりますけれども、具体的に相談員さんに受け付けていただいた件数とかいうことでの把握はしておりませんけれども、電話相談の対応であるとか、窓口においていただいた障害者の方、ご家族の方の相談に対応していただいたり、それから個別にケース検討会議等を持つ場合もありますけれども、そういった相談に乗っていただいております。もともと、委員さんご承知とは思いますが、清風会へ長い間お勤めをいただいておりますので、3障害、すべての障害者の方に対するいろんな制度に関するとか、さまざまなことに対して対応をいただいておりますのが現状でございます。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 決算書の95ページの児童福祉施設費についてお伺いしたいと思います。総体的な不用額が978万9,000円とありまして、その主なものの中に委託料が865万9,116円ですか、どわっとありますが、委託料のこの不用額についてのご説明を1点と、それから説明書の107ページの健康相談事業について、ここに健康相談の事業費等あるいは延べ人数等が提示してありますが、平成20年度は事業費はがくっと減少しておりますが、ここらあたりのご説明をお願いしたいと思います。

○青原委員長 ただいまの質疑、答弁を求めます。

高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 失礼します。児童福祉施設費の委託料の不用額の865万9,116円でございますが、20年度NPO法人の子育てカンガルー等に委託をしております。児童館、児童クラブの委託料でございますが、20年度当初の見積も

りより人件費のほうが額が予定より少なく、当初は666人見ておったわけですが、決算では442人ということで少なく済んだということで、児童館、児童クラブへの法人のNPO法人、そしてカンガルーへの委託料の減でございます。以上です。

○青原委員長 続いて、答弁をお願いします。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 107ページの健康相談事業でございますが、20年度におきましては3,150円と事業費のほうは少ないんですけども、これは紙代のみです、紙代。

[紙代の声あり]

はい、18年、19年度につきましては、血压計の更新であるとか、検尿のためのペーパーを買ったりとかということで事業のほうは伸びてますけども、事業自体内容が低下したわけではございません。

○青原委員長 秋田委員。

○秋田委員 健康相談のほうは紙代ということで事業が減ったのではないということなんで、ご理解させていただきます。

それで、子育て支援施設運営事業ですね、NPO法人に委託をしたので委託料がかなりの減額になったということでございまして、これをもとにまた20年度、今度は21年度も既に事業に入ってるわけですが、そこらあたりもまたNPO法人のカンガルーでしたか、に委託されるということになると、また予算的な人件費でしたかね、減るということを説明を受けたんで、そこらあたりも当初予算とも比べても既にそういう減額状況でやってるのかどうかちょっとここではわからないんです、私が。そこらあたりはどのようにされておるのかということ伺いたしたいと思います。

○青原委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 児童クラブ、児童館の子育てカンガルーへの当初予算と第2イルカの郷野の報正会への委託料合わせまして8,423万9,000円でございますが、当初の見込みの当初予算見込みがより人件費が少なかったということで、減額の865万9,116円の不用額が出たということでございます。以上です。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員 介護支援のリフレッシュ事業ですかね、あれについてお聞きしたいんですが、この主要施策の成果に関する説明書の中に載ってないんですよ、これ。たしか予算100万円以下だったと思うんですけど。どのぐらいの執行率、執行率といいますかね、だったか教えていただけますか。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 先川委員さんのただいまのご質問にお答えをさせていただきます。予算の編成としては会計は介護保険特別会計の地域支援事業という報告の

中で実施をしております。主要施策の成果に関する説明書に記載がないというご指摘をいただきました。そのとおりでございまして、家族介護者リフレッシュ事業の主要施策の記載を済みません、漏らしていただいたので、決算の状況をご説明をさせていただきます。

家族介護者リフレッシュ事業、平成20年度に始めた新規事業でございます。先ほど申しましたように、介護保険の特別会計で200万円という6月市町当初予算で始めさせていただきました。決算額が117万9,450円という決算で、60%近い決算になっております。事業の執行方法といたしましては、安芸高田市社会福祉協議会に委託をさせていただきます、事業を2回開催をさせていただいております。在宅におられる要介護2以上の高齢者を家庭で介護をしておられる家族にご案内をさせていただくと同時に、在宅の障害者を介護をしておられる家族の方にもご案内をさせていただきました。

第1回の事業は神楽門前湯治村のほうで開催をしまして、第1回が60名の参加を得ております。第2回がたかみや湯の森で開催をさせていただきます、53名の参加をいただいております。計113名の参加ということになっております。

- 青原委員長　　ちょっと課長。これは特別会計で出とるんじゃないすかな。
○沖野高齢者福祉課長　　特別会計の決算でございます。
○青原委員長　　今、一般会計ですので、特別会計のときに説明をしてください。
○先川委員　　こりゃ、ちょっと私の質問が悪かったんかな。
○青原委員長　　先川委員。
○先川委員　　そうではなしに、市長がいわゆる今後は在宅介護が主体だということを都度都度全員協議会等でおっしゃってる。総ヘルパー制度というかです、そういう中で、いわゆる今の特別会計のお金のほうはちょっと別にして、非常にいい制度だ言うて喜ばれてたんです。今、介護が老老介護の中で、非常に介護する人が苦勞されております。その中で1日たりともぱっと、いわゆる非日常的な日が設けられるということは非常に喜ばれてたというのを聞きました。ところが、やっぱり同じように行きたくても行かれないと、行きたいんだけど、行かれないという人もいます。ですから、どのぐらいの執行率かなというのをお尋ねしたんですが、幾らいい制度でもやっぱり、いわゆる執行率が低ければ、これはやはり改めてもらいたいというのが趣旨で、これは特別会計のほうで言えということならばその際に質問させていただきます。
- 青原委員長　　ほかに質疑ありませんか。
　　宍戸委員。
○宍戸委員　　済みません、成果説明書の70ページになりますけれども、今、ここ社会福祉関係では、今から相当いろいろ高齢化が進む中で課題、問題が出てくるのではないかというふうに想像するわけですが、今現在、民生委員さんは123名いらっしゃいます。いろいろ民生委員さんのお話を聞きますと、介護、医療、相談に乗る、大変重労働、精神的にも参るという

ふうな方も何人かいらっしゃるわけですね。その中で、ここに活動補助金事業というのがありまして、360万支出されておりますが、この活動内容についてどういう活動をしておられるか、簡単に。

○青原委員長 答弁を願います。
社会福祉課長、西村友枝さん。

○西村社会福祉課長 失礼しました。現在、議員さんおっしゃいますように安芸高田市に民生委員、児童委員さんが主任児童委員6名を含めまして、123名おいでいただいています。こちらの調書のほうに上げておりますのが、360万円、1年間、これは安芸高田市民生委員、児童委員協議会ということで、合併当初は1市1民事業でスタートいたしましたけれども、平成19年の一斉改選時に旧町単位6つの法定民事業として再スタートいたしております。この連合組織であります市、民事業に360万円を補助金として交付いたしております。このうち、それぞれの地区民事業に対しまして委員区によりまして、それぞれの地区協議会へ市、民事業から交付金という形で交付をいたしまして、それによりましてそれぞれの単位民事業での活動資金として活用していただいております。

これは旧町時代からそれぞれの法定民事業の中で、さまざまな事業を実施をしてきていただいておりますが、その中でもそれぞれの地区協におきまして状態が違っていたりするものはございますが、高齢者、ひとり暮らしの方への給食サービスの実施であるとか、それから何ですかね、友愛訪問ということではないですけども、ひとり暮らしの高齢者の方々へ訪問活動をする際に、地区協の中で手づくりの小物といいますか、そういったものをつくられて訪問されてる地区協もございます。そのような形で各地区協単位で、法定民事業単位の中での活動に主に使っていただいております。

また、連合組織であります、市、民事業には極力お金を残さないようにして、それぞれの法定民協のほうへの活動費が少しでも多く交付できるような形で補助金として予算執行いたしております。以上です。

○青原委員長 宍戸委員

○宍戸委員 いろいろ民生委員さんとしても独自の活動をしておられて、私たちも本当、頭が下がる思いがするわけですけども、この活動内容そのものによって、さらに業務が深くまた入っていくと。例えば民生委員さんとして一つの、どういいますか、事業を行うにあたって、1人に対して集中的にそういうことをして、訪問介護、訪問していったりしていくと、どんどんどんどんふえていくような傾向にあるわけですね。そういうことで、ここに書いてある成果及び今後の課題という、一番下のところで相談体制の充実、中で住民参加の推進………向上、連携して民生委員さんと、いうのがあるんですけども、だんだん民生委員さんそのものも大変重労働といいますか、先ほど申しましたが、そういうふうな傾向にあるのではないかというふうな思いがあるわけで、そこら辺についてこれからの民生委員、児童委員としてのあり方についてどういうふうにか

えておられるかなってという思いがするんですけど、もしあれば。

○青原委員長

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長

おっしゃるとおり、民生委員さんお一人お一人非常にご負担をかけているのではないかと日々思ってるんですけども、民生委員さん、基本的に任期が3年間、1期が3年間という任期になっております。民生委員さんお願いする際には、基本的には地域の住民の方々からご相談を受けていただきましたら、関係機関へおつなぎをいただくと、ほかでも使われてますが、かけ橋というそういうパイプ役として民生委員、児童委員の活動をお願いしてあるということで、余りご負担が委員さんのほうにかかり過ぎても、委員さん自身もかなり高齢化が進んでおりますので、常に行政としてはそういうパイプ役として相談を受けていただいたら、どこにつないでいいかわからないときには社会福祉課、また各支所の民生委員、児童委員担当課のほうへおつなぎいただいたり、ご相談をいただくような形で全体行っております。以上です。

○青原委員長

宋戸委員。

○宋戸委員

いろいろと問題、課題がこれからも山積してくると思いますが、できるだけ民生委員さんの職務に対する安心感っていうものを与えていただいて3年任期でもうやめたというふうなことになるような状況づくりはやっぱり行政としてつくるべきではないかなと、こういうふうに思います。

それから、次に71ページなんですけれども、障害者福祉事業に関することになりますが、この総括のところ、表の上から2行目になりますかね、増加傾向にある障害のある人の相談体制の充実を図ったということになっておりますが、これは増加傾向にあるというふうにして書いてあるんですけど、全く下の3つの表を見ても身体障害者手帳についても、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、その所持者がどんどんふえているような傾向にありますね。そこらについての原因は、高齢化が進んでおるのが大きな原因かもわかりませんが、そのほかに何かあるんでしょうか。

○青原委員長

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長

一概には申せませんがわかりませんが、昨年度から児童中心になりますが、療育相談を始めました。昨年度は原則月1回ということで実施をしまいましたが、今年度毎月1回ということで療育相談の実施もいたしております。ここには71ページに掲載いたしておりますのは身体障害者から療育手帳、それから精神障害者の保健福祉手帳のこの3つの手帳の交付状況、それから自立支援医療の受給者の状況を載せておるんですけども、現在発達障害に関しては手帳の交付という対象になっておりません。ここには上がってきてない部分もありますけれども、そういった療育相談等実施することによりまして、やっぱり顕在化といいますか、手帳の交付であるとかいろんな障害者サービスへ乗せていくと言ったら変なんですけど、そういうような形に進めていった

りとか、個々のケースに相談に対応しながら現在事務事業を実施しているところでございます。

○青原委員長 宋戸委員。

○宋戸委員 手帳交付が件数が多いっていうもんじゃないんですけども、しかし、こういう実態にあってること、そして市民の皆さんがそういう何かのメリットがあるにもかかわらず実態がわかってないという方もいらっしゃるでしょうし、それからできるだけ隠したいという人もいらっしゃるかもわかりません。そこらを正しくやっぱり行政としての指導というのをこれから進めていっていただければなど、こういうふうに思います。

それから、私ばかり言うたんじゃ悪いんですけど、72ページになります。72ページの上から2番目の表なんです。これ入所申請状況というのがありますが、これは障害者自立支援訓練等給付事業になるんですけど、そこに20年度の申請状況が6、入所状況が1、それから次はゼロで、待機者が8とあります。これ、申請状況と待機者と2つ、6と8とあるんですね。入所状況は1ということになるんですけど、これどういう、原因はあるんでしょう。

○青原委員長 西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 20年度の待機者が20年度末で8名おいでだったということで、施設への入所がやはり待っていただく期間が長くなったりするという状況もありまして、この20年度末現在での8名が安芸高田市の方で現在施設への入所をお待ちいただいているということでございます。

○青原委員長 宋戸委員。

○宋戸委員 ですから、施設数が少ないと、こういうのも一つの原因になるわけですかね。

○青原委員長 西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 ご承知いただきますように、安芸高田市には社会福祉法人清風会、それから同じくひとは福社会、それから美土里にありますタンポポさん、あと精神障害者の関係の貴船というふうにあります、特に社会福祉法人清風会さんのほうは身体、知的、精神の障害者の施設が入所、通所も含め西日本一だというふうには言われておりますけれども、施設としてはかなり多くあるというふうな認識はいたしております。

しかし、障害をお持ちの方で施設へ入所されますと、訓練等を行われて在宅に戻れるケースもあろうかと思いますが、かなり長い間を施設でお過ごしになるということで、新たな施設ができていかない限りはなかなか空きができるまでに時間がかかるということもあろうかとは思っています。ちなみに、8名の待機の方ですけども、安芸高田市内の施設への入所を希望されてる方が8名のうち7名おいでになっております。この待機者が8名いらっしゃることをもって、施設がかなり不足しているという認識に即立つというのは難しいかなというふうに考えております。

○青原委員長 宋戸委員。

○宋 戸 委 員 83ページ、子育て支援施設運営事業に関することなんですけれども、ここに放課後児童クラブ運営事業がありまして、幾つかのクラブがあります。20年度の数字を見ても、これ相当数字が上がっておりますけれども、年々これもふえている、まあ減っているところもありますけれども、これは定員が書いてありませんので何とも言えないんですけれども、それぞれの施設で定員があるんだらうとこういうふうに思うんです。20年度においては定員オーバーが何人かいらっしゃるのかどうか、その点について1つ。

○青原委員長 答弁をお願いします。
高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 失礼します。児童クラブの定員でございますが、そこに書いておりませんが、20年度の定員を超えるところが3施設ございます。平日はいいんですが、特に夏休み等におきまして一挙に100名程度全体でふえるような状況がありますので、そこらあたりで長期のところを含めると定員オーバーがあるところが先ほどのように3カ所程度ございます。以上です。

○青原委員長 宋戸委員。

○宋 戸 委 員 その前にですね、定員オーバーをしたときのその児童の対応というのはどういう対応をされるんでしょう。例えば男女共同参画条例もできましたしね、子育て支援ということでやっぱり保護者がどこかに勤めにゃいかんというふうな状況の中で、それがもとで児童クラブへ預けられないために勤めるのも難しいという方もいらっしゃると思うんですけど、そこらの対応をどういうふうに考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいんです。

○青原委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 定員オーバーが20年度は定員を確かに超えておりますが、施設のやりくりといたしまししょうか、実際に来る子と来ない子がおりますので、そこらあたりの調整である程度の、実際にご家庭で仕事でお困りですので、実際には受けておるといのが現状でございます。それで、今年度に関しまして若干一部のクラブについておられますが、ほかのクラブのほうへ回っていただくような状況へご説明をさせていただくこともありますし、またやっぱり地域が変わるとどうしても希望ないということもあります、実際1、2名待っておられるところもございます。今後、適正に施設を整備しながら待機児童がないように努めたいというふうに考えております。

○青原委員長 宋戸委員。

○宋 戸 委 員 ちょっと、定員の定義なんですけど、定員というのは何を基準に定員しておるんですかね。

○青原委員長 高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 施設の広さによって定員をこちらのほうで決定させていただいております。以上です。

○宍戸委員

終わります。

○青原委員長

ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで、3時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時05分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

再開をいたします。

本日の議題はお手元に配付した追加日程のとおり追加をいたします。

認定第2号、平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係部長から決算の概要について説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本^{福祉保健部長(兼福祉事務所長)}

それでは、国民健康保険特別会計の決算の概要についてご説明申し上げます。

平成20年度の収支決算は、歳入が36億4,705万1,877円、歳出が34億2,627万3,215円でございます。

平成20年度末現在の加入世帯ですが、主要施策の211ページをお願いします。加入者の中ほどに20年度加入世帯が4,965世帯と、被保険者数が8,121人で、前年度と比べて大幅な減となっております。これは、平成20年4月から75歳以上の老人保健該当者が後期高齢者医療制度に移行したことによるものでございます。

保険税の状況ですが、現年度分の関係で、調定額が6億4,665万2,700円、収納額が6億1,795万6,900円、収納率が95.56%でございます。これは、収納率のほうの212ページのウの欄の20年度の欄のところでございます。右のほう、収納率95.56でございます。

次に、医療費の給付の状況につきましては、高額療養費を含めて費用額が30億7,805万1,153円に対しまして、保険料として23億953万3,450円の給付を行ったところでございます。以上、概要についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○青原委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

亀岡委員。

○亀岡委員

国保会計におきましては、年度が前後して3カ年にわたっての場合も制度上あります。そうした中で、国保の国保税の関係においては先ほどもありましたが、副市長の申されますには収納率や県下一であるというようなこともございます。また、伴いましての奨励金といいますか、昔から一定のものもございまして、収納率が高いということは会計の運営

におきましても非常に有利な面もございます。

しかし、じゃあ課税の関係ではやはり国保税の引き上げ等もしてきております中で、本当にそれが加入者にとってどうなんだという点では、ただ収納率がよくて運営はいいんだというだけには案じておられないんじゃないかと思うんですね。

とりわけ、今年度に入りましてから引き上げにつきましては、私ども案の審議につきましてはいろいろ悩みもございました。言ってみますと、今日的ないわゆる景気低迷の中で、被保険者のおかれておる経済、財政状況もなかなか厳しいし問題があるというようなことでもございましたが、引き上げ案を可決をいたしたところでございます。ですが、これには法的な問題もありますが、例えば20年度の一般会計の決算の結果が黒字であるというのであれば、やはり今年度においても一般会計からの繰り出しがその時点では適当であったんじゃないかというような思いもしないわけではございません。そうした思いで見ますと、これからこの健康保険税のどういいますか、引き上げとかいうようなことが近いうちあるように考えられるのか、いや、そういうことは当分ない形でいこうじゃないかといったような点についてはいかがでございましょうか。

○青原委員長 　ただいまの質疑に答弁を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本^{福祉保健部長(兼福祉事務所長)}

国保税の税率に関して引き上げ、ことし21でさせていただいたんですが、これは医療費が上がったためによるものでございまして、医療費の見通し、なかなか難しいものがございます。いろいろなところのジェネリックとかいろんな医療費の医療の夜間とか休日とかいうような見方にしてもそこらについても市民の皆さんいろいろ啓発行動していく必要があると考えております。

また、ちょっと出ました一般会計からの繰り入れについての件でございしますが、今後、新型インフルエンザ等々かなりな医療費が国保に占める世帯の中での発生した場合についてはこれは市長に、今現在いないんですが、市長も含めていろいろと今後の特殊事情によります医療費の動向につきましての影響については、今後検討していく必要があると感じております。以上でございます。

○青原委員長 　ほかに質疑ありませんか。

金行委員。

○金行委員

国保に関して健康まつりとまたプール健康教室等々の状況が840万ばかりですかね、使ってるほうですが、そこらの結果報告というのはどういうもんが出とりますか。

○青原委員長 　答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長

健康まつりにつきましては、健康作りに関して……………毎年度テーマを決めて実施しております。……………保健関係そして子供の……………。

〔スイッチ入れてないの声あり〕

がん予防の関係の展示であるとか、そして健康アップたかた21の推進ということで、7つのテーマを決めてるんですけども、食生活、検診、それから運動であるとか栄養、そういったものにつまましての展示等実施して、健康に関心を持っていただくという一つの場面にしております。プール健康教室につまましては、今、吉田それから高宮、2カ所で実施しております。毎年好評で、参加者数も減ることなく実施いたしております。吉田につまましては、主に生活習慣病の予防ということで実施し、また高宮につまましては、運動機能の低下防止ということで、2本の柱でもって実施しております。結果なんですけども、高宮につまましては、やはり筋肉がついたであるとか、手足の関節の痛みが軽減できたとか、そういったいい結果も出ております。吉田につまましては、腹囲が減ったとか、体脂肪が落ちてきたとか、やはり生活習慣病の原因となる部分がかかり減少してきているという結果が出ております。

今年度、昨年度の結果を踏まえまして、医療費にどれだけ反映できているかっていうデータの整理を今から実施するところでありまして。以上です。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時31分 休憩

午後3時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 再開をいたします。

認定第3号、平成20年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定についてを議題といたします。

部長から決算の概要について説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長(兼福祉事務所長) それでは、老人保健特別会計の決算の概要についてご説明させていただきます。

平成20年度収支決算は、歳入が5億2,909万2,615円、歳出が5億3,417万2,985円で、差し引き額508万370円の不足となり、翌年度繰り上げ充用を行ったところでございます。加入者数につまましては、主要施策の成果では214ページなんですけども、5,679人から後期高齢者医療制度に移行に伴いゼロ人ということになっております。

総医療費は、5億2,142万9,354円で、大幅な減額となっております。よろしく願いいたします。

○青原委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第4号、平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題といたします。

部長から決算の概要について説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長(兼福祉事務所長) それでは、後期高齢者医療特別会計決算の概要についてご説明申し上げます。

平成20年度の収支決算は、歳入が3億7,474万9,419円、歳出が3億6,681万4,680円で、差し引き額が793万4,739円でございます。平成20年4月から高齢者の独立した保健医療制度として後期高齢者医療制度が施行され、運営ですが、これは県単位の全市町が加入する広域連合を設立して実施しております。よろしく願いいたします。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 1点お聞きします。この20年度に余り納得のいかに後期高齢者保険制度ができたんですけど、これに伴うての担当課の事務量が老人保健から移り変わりましたので事務量が減ったと思うんですけど、そこまでの費用ですよ、それはそういう制度なって、20年度からそういう制度出て、担当課はよかったのかいこのをどう思われているかを1点お聞きします。

また、要らんことかもわかりませんが、また何か新しい政権じゃ、また戻すとか何か言ってますけど、それはいいんですけど、変わってよかったんか、その担当課の思いをひとつ1点お聞きします。

○青原委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 平成20年度施行されまして、20年度におきましては制度自体が流動的なものでありましたので、その制度を周知していくのにかなりの時間数をとりましたけども、事務量的には歳入の部分が結構ありますので、老人保健と比べてそんなに大差はないかなというふうに思っております。以上です。

○青原委員長 よろしいですか。

○金行委員 よろしいです。

○青原委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時35分 休憩

午後3時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 再開をいたします。
認定第5号、平成20年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。
部長から決算の概要についての説明を求めます。
重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長(兼福祉事務所長) それでは、介護保険特別会計の決算の概要についてご説明を申し上げます。

平成20年度収支決算は、歳入が36億278万8,667円、歳出が34億9,086万2,624円でございます。主要施策の成果の216ページでございます。平成20年度末現在、65歳以上の第1号被保険者1万776人、要支援介護認定者2,474人、居宅サービス利用者1,363人、地域密着型サービス利用者63人、施設サービス利用者516人というふうな状況でございます。

今後とも、介護予防、在宅支援を進めるため、訪問サービス、通所サービス、グループホームなど地域密着サービスを充実していくように考えています。

先ほど、一般会計のときにありました家族介護リフレッシュ事業でございますが、21年度で2年目に入りますが、2年間やったことを検証しながら22年度、来年度に向けて、行きたくても行けない人、そこらどころをどうするかというような事業の展開を今後また在宅福祉を含めまして図っていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○青原委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員 この介護保険の関係では、例えば特別養護老人ホームとか、いろいろ関係の施設が高齢者対策であります。最近国のほうでは少し趣を変えてきまして、といいますか、グループホームとか小規模多機能の施設をやっちゃどうかというのが出てたわけですね。これにつきましては、必ずしもそれがいけないとはいうわけではありませんが、地域、地帯によってはそういうので取り組むことが難しいというような状況がございます。もしか例えば、行政の側でやっていただいておりますそういう施設の関係がそういう地域によって取り組みがなされない場合は、民間が参入してくるとか、ああいったような方向も示されておるといふふうには聞き及んでおりますが、これがその地域において、地域の実情、実態にふさわしい施設のあり方とかいったようなことをやはり行政の力で見定めていただいて、そういうことに対処ができるようにしていただきたい。一例で美土里、高宮の高美園関係で美土里、高宮地区の実情から見ますと、広範な面積の中で、じゃあ小規模多機能の施設を別につくるかというようなことになりましたと、到底そういう運営は難しいでというようなことは思われます。一番好ましいのは、思いますには、やはり特老の高美

園の施設を少し拡大、充実をしていくようにしていただくのが一番いいんじゃないかといったようなことが地域の住民の立場から希望が出てるんです。希望してるんですが、そういったことについては本市の行政としてはどのようにお考えなのか、そういった点をお聞かせいただきたいと思えます。

○青原委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 今後の介護サービス基盤の整備につきましては、介護保険事業計画という計画をつくる中で、地域の市民の方々、あるいはいろんな関係機関の皆さんの意見をいただきながらつくっております。21から23年度までの計画につきましては、平成20年度に第4期介護保険事業計画というものを策定をいたしました。ちょうどその時期の国の考え方もでございますが、施設につきましても以前のように大規模な施設を1カ所に集中したつくり方ではなしに、地域に本当に行きやすい、本当に身近な地域に小規模でいろんな目的をもった多機能型の施設をつくるという考え方を国のほうが基本的に持っております。その流れの中で、今後、認知症の高齢者も地域でふえるということが予測をできますので、第3期の事業計画に引き続きまして、第4期につきましても美土里、高宮圏域に認知症のグループホームと小規模多機能型居宅介護事業所というものを計画をしたわけでございます。ちょうど第4期をつくる時期におきましては、特別養護老人ホーム等の施設につきましては、国が社会保障費を抑制するという基本的考え方のもとに、目安という入所基準、参酌標準という目安を持っておりまして、その中でその目安を既に安芸高田市としてオーバーしておるといふ現実もございます。

そうした中で、グループホームと小規模多機能を計画をしたわけでございますが、地域的に高宮、美土里地域にこの施設というものは認知症の高齢者の増加、あるいは身近な地域でサービスが受けれる体制の提供という中で必要という判断をさせていただいたわけでございます。もしどうしても高宮、美土里の圏域で設定をいたしておりますので、この圏域での募集を第一義的にはさせていただくのがやはり計画にそったやり方ではなかろうかと思っております。そうした募集のやり方をしながら、もし応募者がなかったら場合はどういうふうにするかというのは、また市長の考え方をいただきながら進めていくのだらうというふうに思っております。

今、地域に独自のいろんな状況の中での、地域の政策展開はいかがかというご質問でございますが、確かにご指摘のように6町のやり方で福祉を進めてまいります。その中では、やはりその地域独特のやり方が現在までできております。そうした中で、確かにご指摘の美土里、高宮圏域につきましては、2地域で施設が1カ所というこうした現状もあるのも十分理解をしております。地域的には施設の入所定員数も現状としてはそんなに多いものではないというふうに理解をしております。

しかしながら、第4期の計画は策定をして第4期を進める期間でございますので、いろんな課題が第4期の中で残ってくると思いますが、その課題は第5期の事業計画をまた組む中で皆様のご意見をいただきながら策定をしていって、計画に位置づけた基盤整備を行っていくのがやはり手法ではないかというふうに思っております。以上でございます。

○青原委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第6号、平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定についてを議題といたします。

部長から決算の概要について説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本^{福祉保健部長（兼福祉事務所長）}

介護サービス特別会計の決算の概要についてご説明申し上げます。

平成20年度の収支決算は、歳入が4,217万7,811円、歳出が4,112万2,971円でございます。介護保険認定者のうち、要支援1、2の高齢者の介護予防サービス計画を策定し、要援護高齢者の支援を行うものであります。平成20年度末の要支援1、2の認定者数は708名、ケアプラン契約者数はその表にもありますように653人でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○青原委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員

この20年度においては、今、部長が説明をされたように、介護支援の運営、1,800何ぼのあれが介護サービス、特別介助のほうへ出とるんですけど、やはり予防介護がなくては私は安芸高田市の医療費は下がるんと思うんです。ここらの予算にかけてるものを効果いうんですかね、これがどんどん効果が出るほど私は医療費のあれが下がってくると思うんで、こんな考えを1点お聞かせください。

○青原委員長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

是常高齢者支援室長。

○是常高齢者支援室長

今、高齢化率が33%で、全人口の1万700人余りが65歳以上でございます。そして、団塊の世代の方がこの数年で65歳に入ってきますので、安芸高田市のみならず全国的にもこの高齢化率は上がってくるものというふうにいいます。その中で、介護保険の適用者が1万700人のうち、2,400人が介護保険適用者でございます。このうちには、先ほど部長も言いました要支援1、要支援2の708名も含まれておるわけでございます。この要支援1、2の特定高齢者の人が介護1から介護5の介護保険の要支援の要介護にならない手当を高齢者支援室では行っているわけでございます。

具体的には介護予防事業ということで、いろいろ各圏域を回らせていただきまして、うつ病とか認知症の予防対策、あるいはことしで言えば男の介護塾とか、一つの間がが介護のことについてのどう言いますよ、要望に関心を持っていただくと、そして病にならないように、住みなれた地域で生活できるようにですね、高齢者の方の今の8,000余りの方がこれからも元気に過ごせるように支援していきたいというように考えております。以上でございます。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 227ページの説明書の中で、実施内容、介護予防支援事業について、要支援1、2の高齢者の介護用サービス計画を直営及び委託により作成したとございます。そして、この表の中で平成20年度は対象者数、あるいは継続作成数等は19年度に比べて変わりはないと思うんですが、事業費において少し大幅な増加があると思うんですが、ここらあたりの説明をお願いしたいと思います。

○青原委員長 答弁を求めます。

是常高齢者支援室長。

○是常高齢者支援室長 件数につきましては、言われるように19年度に比べれば若干下がっているということでございます。1件当たりの委託料が、失礼しました、20年度は19年度に比べまして職員の1名増というのが主な原因でございます。

○青原委員長 秋田委員。

○秋田委員 だから、単純に職員1名の報酬の増ということでよろしいですか。

○青原委員長 是常高齢者支援室長。

○是常高齢者支援室長 給料及び職員手当でございます。

○青原委員長 よろしいですか。

[はいの声あり]

ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時53分 休憩

午後3時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 再開をいたします。

以上をもって、本日の審査特別委員会を終了いたし、散会をいたします。

次回は、9月29日、午前10時より再開をいたします。

ご苦労様でした。



午後3時55分 散会